

# 尼崎市障害者計画関連事業等一覧

## 令和5年度（令和4年度決算分）

【～本資料の取扱いについて～】

尼崎市障害者計画の進捗管理や評価を行う『評価・管理シート』の作成や専門分科会等において意見を聴取するにあたって、本計画に関連する事業や取組を一覧にまとめたものであり、参考資料として取り扱うこととする。

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																		
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策1: 保健・医療</p>																						
(1) 医療、リハビリテーション	① 公的医療費助成制度の実施		●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾患にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行うとともに、一層の制度周知を図ります	中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病医療費支給事業)	・子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾病審査会を設置し、審査の結果、医療受給者証を交付する。	—	・平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課			
				中事業	自立支援医療等事業費(更生医療)	・更生等に必要医療費を給付することにより、障害を除去、軽減または日常生活を容易にすること等に資する。	・令和4年度実績:6,219件	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-1-①(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
				中事業	自立支援医療等事業費(育成医療)	・身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。	・令和4年度実績:68件	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-1-①(障害者支援)	障害者計画	南部地域保健課
				中事業	障害者(児)医療費助成事業費	・一定の所得を下回る身体障害者1級から3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1級・2級の市民を対象に、健康保険または後期高齢者医療保険による医療費のうち自己負担分の一部または全部を助成する。	・1件当たりの医療費助成額は概ね目標値を維持しており、受給者が負担すべき額を軽減することができた。 ・令和4年度実績:13,782人、361,102件	・医療費助成制度の内容が複雑であることから、市民や医療機関に対してわかりやすい説明に努め、制度への理解が深まるよう工夫しながら取り組んでいく必要がある。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-1-①(障害者支援)	障害者計画	福祉医療課
				中事業	結核・精神医療付加金	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第58条の公費承認医療費について、総医療費の5%又は被保険者自己負担額のいずれか少ない額を支給する。	・本事業の実施により、結核又は精神疾患の罹患により収入が低下した被保険者の経済的負担を軽減するとともに、医療機関を受診することを促進する効果があると考えている。	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	08-2-⑤(健康支援)		国保年金課
				中事業	尼崎口腔衛生センター事業補助金	・心身障害者(児)歯科診療、休日急病歯科診療、予防検診業務及び障害者歯科診療や摂食嚥下支援に係る歯科医師等の人材育成に必要な経費の補助を行う。	・令和2年4月から尼崎市歯科医師会が新たな運営者となる中、3年目についてもスムーズに事業運営を行うことができた。	・令和3年度向けに成案化された研修事業について、より効率的・効果的な研修事業の実現に向けて、実施日時の再設定などスキームから見直しをしていく必要がある。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	08-3-②(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	保健企画課
	② 地域の医療体制等の実施	●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域の総合病院(兵庫県立尼崎総合医療センターなど)や診療所など医療機関との連携や情報共有を進め、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、地域の医療体制の充実に取り組みます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会(医療的ケア児部会))	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」については、保健や保育など参画メンバーを増やして再開し、医療的ケア児等コーディネーターによるリスト管理や対象児への支援状況など本市の取組について、地域の関係機関等への共有を図り、一定の評価を得られた。また、コーディネーターが阪神圏域の相談支援フォローアップ研修に講師として参画し、本市の取組を通じて、各市と支援課題の共有や広域連携につながる意見交換等を行うことができた。	・人工呼吸器の装着など重度の医療的ケア児から優先してアウトリーチを進めているが、計画相談につながっていない重度対象児(5名)への早期対応やその他のケア児へのアウトリーチも求められており、その対応策について検討が必要である。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-1-①(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
			その他取組	医療的ケア児等関係業務	・南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。	・地域の関係機関との連携を進め、円滑な地域生活への移行につなげるため、障害児通所支援事業所、特別支援学校や訪問看護ステーションを訪問し情報交換した。	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-1-①(障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	南北障害者支援課 障害福祉政策担当		
			中事業	身体障害者福祉センター指定管理者運営事業費(自立訓練(機能訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者宅の自宅、職場等にサービス管理責任者や療法士が出向き、より生活に沿ったリハビリを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないリハビリや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもった。 ・自立訓練(機能訓練)については、従前から支給決定者数と指定事業所数が少なく、利用期間が限定されていること等から例年の利用実績に変動が生じやすいものとなっている。	・コロナ禍において、事業の縮小や利用人数の制限を行っていたが、今後、規制緩和が進んでいくこともあり、コロナ禍以前の利用者数水準に戻すように事業の運営や広報について検討していく必要がある。 ・コロナ禍により事業の縮小や利用人数の制限を行っていたことで、利用者数が減少しており、令和4年度実績についても第6期計画値を下回っている。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-2-③(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
	③ リハビリテーションの充実	●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所等におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター)や地域の訪問看護ステーション等との連携により、在宅におけるリハビリの推進(兵庫モデル)を図るなど、地域のリハビリテーション体制の充実に取り組みます。	その他取組	医療的ケア児等関係業務	・南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。	・地域の関係機関との連携を進め、円滑な地域生活への移行につなげるため、障害児通所支援事業所、特別支援学校や訪問看護ステーションを訪問し情報交換した。	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	06-1-①(障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	南北障害者支援課 障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名	
	課題	施策の方向性	取組項目																取組内容(第4期)
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策1: 保健・医療</p>																			
(2) 精神保健に対する施策	① 医療・相談支援の充実	●精神障害のある人が可能な限り地域において支援が受けられるよう、保健や医療、福祉関係者等のほか、当事者やその家族が参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、自立生活援助等の提供体制の充実を図るなどし、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	中事業	精神保健事業費(地域精神保健福祉対策強化事業)	・措置入院患者に対し、退院に向けた支援を早期に実施する。また、退院後もチームで支援を継続する。 ・当事者の立場から退院を促すピアサポーターを精神科病院に派遣。ピアサポーターの育成、支援者へ研修を実施。	・精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を3回開催し、地域での生活を支援するために必要な訪問看護等社会資源の必要性や活用方法について情報共有を図った。 ・措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した。(R4:支援対象者3名)	・推進会議において、地域社会資源や精神障害者の現状の課題を共有する中で、退院後の地域生活における支援体制については、市内に単科精神科病院がない実情を踏まえながら、再入院に至らないよう地域における支援体制のあり方について検討を行う必要がある。	維持(継続)	・医療、地域、行政で地域における支援体制のあり方について協議を行うとともに、重層的に連携した支援を行っていく。					●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
		●精神保健福祉相談や思春期相談、依存症専門相談など各種相談事業に取り組むとともに、精神保健福祉相談員や保健師による訪問等を実施し適切な治療につなげます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県精神保健福祉センターなど)と連携を図るなどし、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。	中事業	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等) ・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	〈精神保健福祉相談等医師による相談〉 ・令和2年度:71回 94人 令和3年度:82回 実103人 令和4年度:71回106人 ・各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に交付することができた。	—	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。	維持(継続)					●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
		●当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	中事業	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等) ・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	〈グループ活動実績〉 ・令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 令和4年度:87回実27人 〈精神障害者家族教室実績〉 ・令和2年度:36回 実101人 令和3年度:36回 実101人 令和4年度:53回 実93人 ・各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に交付することができた。	—	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。	維持(継続)					●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
	② 理解・知識の普及等	●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実を図ります。	その他取組	精神科救急の活用	—	・令和4年7月からひきこもり等支援事業を開始し、15世帯17人に対してアウトリーチを実施するとともに、ひきこもりの方の居場所や家族交流会を定期開催した。	・長期間ひきこもり等状態にある事例の多くは課題が深刻化し、適切な支援につなぐことが難しいといった課題がある。	・引き続き、ひきこもりの対象者の早期把握に向け、市ホームページ・市報、市民向けの啓発講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。	維持(継続)		新規			●		05-2-①(地域福祉)	地域福祉計画	南北福祉相談支援課	
		●精神障害に関する正しい理解と認識を深めるとともに、自殺対策の一層の推進を図るため、こころの健康相談・健康教育や家族教室の実施、心の健康のつどい講演会を開催します。また、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めるほか、啓発事業を行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体等と協力や連携を図ることで、開催内容の充実に取り組めます。	中事業	精神保健事業費(自殺対策強化事業)	・自殺対策に関わる教員・窓口職員及び医師・介護職等に対する情報提供、自殺に関係の深い精神疾患に関する専門相談の実施等。 ・一般市民に自殺予防及び自殺に関係の深いうつ病等精神疾患に関する知識の普及を図る。	・自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(10回実施、205人参加)。 ・研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、若年層の自殺対策については連携シートの活用や長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという分析に基づき夏休み明けに対する対策等関係部局と協議し実施していく必要がある。	維持(継続)	・自殺対策計画に基づき、自殺による死亡率の低減のため、引き続き教育委員会やいしあ等と連携し、児童・生徒や保護者、教員に対して精神保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実施する。 ・連携シートの活用方法や関係部局間の役割分担について継続的に協議を進めることで、ケース対応時に円滑かつ迅速に一体となって支援が進められるように努める。					●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課		
		●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実を図ります。	その他取組	精神科救急の活用	—	・兵庫県の実施する精神科救急制度を活用しながら日中から夜間にかかる受診支援について実施した。	・精神科救急に至らないためにも早期に支援につなぐ必要がある。	・休日・夜間については兵庫県の実施する精神科救急制度を活用するとともに精神科救急に至らないよう早期に相談支援を行っていく。	維持(継続)										
	(3) 難病等に対する施策	① 医療・相談支援の充実	●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組めます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県難病相談センターなど)や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域生活の支援に努めます。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。	・難病の受給者証交付者数は増加傾向にあり、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要がある。	維持(継続)					●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
			●当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病児童等自立支援事業)	・小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る。	・令和3年度に引き続き、自立支援事業の委託先であるNPO法人チャイルドケモハウスと連携し、疾病を抱える児童やその家族に対して、療養や学校生活、自立に向けた相談支援などを行うことにより、心理的な負担軽減を図るとともに、神戸市及び西宮市も交えた会議の場で各都市の事例共有や意見交換を行った。	—	・法定事業のため、今後も継続して実施するが、事業の認知を広めるため、各申請窓口に自立支援事業のチラシの設置、市報やホームページによる広報に引き続き努める。	維持(継続)				●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
		② 理解・知識の普及等	●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サービスの提供等にあたっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズなど)に配慮したものとできるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。	・難病の受給者証交付者数は増加傾向にあり、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要がある。	維持(継続)					●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
			●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組めます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県難病相談センターなど)や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域生活の支援に努めます。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。	・難病の受給者証交付者数は増加傾向にあり、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要がある。	・令和5年度についても新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することで更なる当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られるようにする。	維持(継続)				●		08-2-⑤(健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																						
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																						
基本施策1: 保健・医療																						
(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等	① 早期発見・早期支援の推進	●乳幼児等の健康診査や専門相談、療育教室を実施して、発達の遅れや障害が疑われる子どもの早期発見・支援に取り組みます。また、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」において保育園や幼稚園、学校等と連携を図るなどし、発達に課題を抱える子どもを適切な支援につなげます。	中事業	乳幼児健康診査事業費	・4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。	・乳幼児健診は、緊急事態宣言等の発令に備え個別健診を実施する体制を整備していたが、感染症対策を講じ年間を通して集団健診を行うことで育児不安等を多職種で共有し、早期の支援に繋ぐことができた。また、未受診児対応では、適切な時期に受診できるよう「いくしあ」との連携で得た情報を活用しながら受診勧奨を行い、休日健診には3回74人が受診するなど、受診率の向上を図った。 ・3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、検査結果も踏まえ精密検査の必要性を説明したところ、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和4年度は76.4%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。	・乳幼児健診の受診率は97.2%(R4)であり、引き続き未受診者への把握に努め、適時適切な受診勧奨が必要である。	維持(継続)	・乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、子の保育園や幼稚園等への所属状況や家庭の状況を踏まえて、きめ細やかな未受診者の対応を進める。								04-1-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	北部地域保健課			
			その他取組	いくしあ心理士派遣事業	・3歳6か月児健康診査にて発達障害を疑う児や発達面で不安を抱える保護者に対し、いくしあ推進課発達相談支援担当の心理士が南北保健福祉センターに出向き、地区担当保健師の同席のもと専門的な立場から助言をする。	・発達特性のある子どものフォロー体制の見直しを関係部局と協議することで、検査は希望しないが専門的な相談を希望する保護者への支援ができる体制として、いくしあから南北保健福祉センターに心理士を派遣する事業を構築した。(実績15件)	・3歳6ヶ月児健診後の発達フォロー体制について、切れ目のない支援が実施できているかどうか検証する必要がある。	維持(継続)	・対象を2歳児乳幼児相談以降の子どもの保護者と対象を拡大し、発達面に関する相談体制がより充実するよう検討する。									04-3-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課		
			中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(児童・生徒・幼児の心臓疾患・腎臓疾患・脊柱側弯症・結核などについての健康診断事業)	・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側弯症対策、結核対策、小児肥満対策等の健診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを推進する。	—	—	維持(継続)	—	—	—								03-1-③ (学校教育)	保健体育課		
			その他取組	児童面接結果(就学時健診)を活かした支援が必要な児童の就学に向けた支援に関する検討会	・就学時健診(児童面接)の機会を捉え、スクリーニング項目や実施方法等を検証し、発達特性のある子どもの早期発見・支援につなげる。	・幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し、就学時健診における児童面接を集団面接とする小学校を40校に広げたほか、モデル校3校で配慮が必要と思われる子どもの情報を、在籍園全園と連携し小学校に伝える取組を進めた。	・集団面接で要配慮とする判断基準が必要であるほか、モデル校の取組を全市展開する際の体制等を検討する必要がある。	維持(継続)	・モデル校入学者のフォローアップにより判断基準の策定を行う。また、モデル校の拡大とともに、全市展開に向けた体制整備を検討する。										04-3-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課 特別支援教育担当 保健体育課	
			中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・保護者の理解が整っておらず、各施設(幼稚園・保育所/園・小・中・高校)の職員が子どもの対応で困難を抱えている場合に、発達障害に関する知識を有する専門職が各施設を訪問し、関わり方の助言等を行う。	・事務改善を図ることで障害サービスを受ける子どもも事業対象とし、支援の充実を図った。	—	維持(継続)	—	—	—									04-3-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課
			中事業	支援者サポート事業費(ティーチャーズトレーニング)	・子どもの対応に困難さを感じている各施設の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について学ぶ講座を開催する。	・小学校教員2名、保育士5名に対して実施し、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について具体的な対処方法を提供しスキルアップを図ることができた。 ・保育運営課と連携し、公立保育所の保育士17人への研修を実施し、子どもの支援を考える際に子どもの視点から考えることの大切さを伝えることができた。	—	維持(継続)	・保育士や教員、児童ホーム等、職員向けの研修の実施についても検討していく。											04-3-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課
			中事業	健康づくり事業費(健康教育事業)	・健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ等」をテーマにした専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士等)による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。	・健康教育事業では感染防止対策を継続しながら令和元年度まで南北保健福祉センターで実施していた生活習慣改善教室を再開し、子育て・働き世代への健康教育が実施できた。	—	維持(継続)	・健康教育事業については、「働き盛り世代」をターゲットとし、関係部署と連携をとりながら生活習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。											08-2-① (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康増進課 南部地域保健課
			中事業	健康づくり事業費(健康づくり推進員(各種サポーター)養成事業)	・地域において健康づくりの実践活動を行う「食と運動のサポーター」、歯科保健分野の「お口の健康サポーター」などの健康づくり推進員を養成するための各種講座を実施する。 ・地域における健康づくりの実践活動や健康づくり推進員養成講座等において、養成・登録した健康づくり推進員が自主的に効果的な活動ができるように研修会等を実施し、活動支援を行う。	・健康づくり推進員養成事業では、全体での委嘱式や研修会をコロナ禍以降初めて対面で開催できた。また、再開した生活習慣改善教室等でも健康づくり推進員が活動し、一部中止していた健康づくり活動を再開させることができた。	—	維持(継続)	・健康づくり推進員の養成については、地域で市民目線で健康づくり活動が展開できるよう、引き続き養成・活動支援を行う。											08-2-① (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康増進課 南部地域保健課
			中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(小児生活習慣病対策事業)	・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側弯症対策、結核対策、小児肥満対策等の健診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを推進する。	・令和4年度は前年度に比べ、小児生活習慣病対策事業に係る、講演会、運動教室の参加者が増加した。	・令和4年度は前年度に比べると、小中学生の受診率が下がっている。受診率向上のため、対象家庭に対しては、受診への意識を高められるような声かけ等が必要である。	維持(継続)	・肥満度の高い児童が参加しやすいように、講演会や運動教室の内容の充実を図り、医療機関の受診率を上昇させる。その結果、児童・生徒の肥満率を減少させる。											03-1-③ (学校教育)	保健体育課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名							
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																						
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																										
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																										
基本施策1: 保健・医療																										
(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等	② 健康づくりの推進	●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査や保健指導等の実施に取り組めます。	中事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(ヘルスアップ健診事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率向上対策の取組、生活習慣病予防や重症化予防の対策としての重度高血圧者等への保健指導の徹底や未治療者への継続支援。</li> <li>・保健指導では、健診データの読み取りや病態に関する研修などの事例検討を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また委託業者と連携し、対象者へのハガキの送付や訪問などによる動員を行うことで、実施率の向上に努めた。</li> <li>・尼っこ健診は、受診率が低下傾向にあるため、受診率向上につながるよう、広報物に健診の意義や昨年度の健診結果を掲載する等内容の見直しを行った。健診実施期間が新型コロナウイルス第7波による感染拡大期と重なり、11歳受診率35.7%(前年比1.9ポイント下降)、14歳受診率26.2%(前年比0.6ポイント下降)と受診率は低下した。また、健診の実施結果を教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い生徒102人に対し、「小児肥満対策事業」への参加動員を行ったが、動員期間途中で定員(50人)に達したため、動員できたのは20人であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診の受診率向上対策として、令和4年度は特に、コロナ禍以降受診控えをしている対象者を重点的に動員した。また新規対象者においては、国保年金課や各サービスセンターの窓口などと連携し健診の案内を行った。</li> <li>・保健指導では、健診データの読み取りや病態に関する研修などの事例検討を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また委託業者と連携し、対象者へのハガキの送付や訪問などによる動員を行うことで、実施率の向上に努めた。</li> <li>・コロナ禍以降、集団健診での受診控えが続いている。また新規加入者層の受診も低下しているため、コロナ禍以降受診控えしている層や新規加入者層に継続した受診を促し、受診率の底上げとして未受診者の掘り起こしが必要である。</li> <li>・健診受診の理解と継続受診につながるよう保健指導の質をさらに向上させるため、定期的な研修会などを継続する必要がある。また、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。</li> <li>・受診率の向上及び保健指導の対象となる生徒の生活習慣の改善が継続できるよう、養護教諭及び担任教諭との役割分担、情報共有を行い、連携を図っていく必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者の各層別の特徴・属性に応じた受診動員を引き続き行い、広報の場を拡大する。また、医療機関での受診者が増加傾向にあるため、未受診者の医療機関受診状況を分析しつつ、医師会と連携し、かかりつけ医の利点を生かした個別健診の受診を促す。</li> <li>・保健指導研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。また、各種保健事業の必要性の検証を行う。</li> <li>・効果的な受診動員(PTAを通じた周知)及びリスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な支援について引き続き教育委員会等との連携を促進させる。</li> </ul>										●	●	08-1-② (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康支援推進担当				
			中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(未来いまカラダ戦略事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中学校において、市独自に作成した望ましい生活習慣を習得するための学校教材副読本「みんなで考える尼崎の健康」を活用した授業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に小学校6年生と中学校2年生を対象に、座学と併せて1食に必要な野菜の試食も行った。</li> <li>・令和4年度も学校への講師派遣を見送らざるを得なかったため、教諭自らが授業を行っていたりけるよう実施を促した。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有をすすめるとともに、「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」の令和6年度運用開始と併せて同計画の内容も踏まえた施策体系や指標の見直しを行い、引き続き、全庁的な生活習慣病予防策を進める。</li> </ul>													●	●	08-1-② (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康支援推進担当	
			中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(保育所・幼稚園生活習慣教育事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市独自で作成した、園児も遊びながら使える教材を活用し、小学校での授業に引き継げる基礎的な生活習慣病予防の授業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園で授業を実施した。</li> </ul>	維持(継続)	—														●	●	08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康増進課
			中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(高血圧ゼロのまち推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心筋梗塞や脳血管疾患等の「循環器病」発症の最大の危険因子である「高血圧」は、市民が自身の変化を確認しやすい生活習慣病の1つであることから、血圧を通して自らの体に興味を持ち疾病の予防につながる啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧記録帳を10,000部作成し、市内公共施設で配布を行った。また、より効果的に事業を推進するため、NPO法人日本高血圧学会に「高血圧ゼロのまちづくりモデルタウン」の申請を行い承認を受けた。</li> </ul>	維持(継続)	—														●	●	08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康増進課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名
	取組項目	取組内容(第4期)	取組方向性															
<b>基本理念</b> ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
<b>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</b>																		
<b>基本施策2: 福祉サービス、相談支援</b>																		
① 訪問充系サービス ② 日中活動系サービス等の充実 (1) 障害福祉サービス等 ③ 福祉用具の利用支援等	●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護など)を提供します。	中事業 障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援給付費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。 ・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。	・障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和3年度末の6,989人から令和4年度末は7,423人に増加(+437人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。	—	維持(継続)	—	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当							
	●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所サービス(生活介護など)を提供します。	中事業 重症心身障害者通園事業体制維持補助金	・医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を加配している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。	・本市の延べ利用者数は、令和4年度で769人と減少しているものの、医療的ケアを要する重症心身障害者の受け入れ施設が不足する中、看護職員を加配している生活介護事業所の費用の一部を補助することで、これらの障害者のために安全かつ継続的なサービスの提供がなされた。また、介護者の介助負担軽減にも寄与した。	・当該事業は、西宮市との共同で行っている事業であることから、両市で連携を図り、実施していかねばならない。	—	維持(継続)	・医療的ケアを要する重症心身障害者が継続して通所施設の利用ができるよう、西宮市と連携を図り、今後も継続して実施する。	●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当						
	●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)を提供します。	中事業 障害者安心生活支援事業	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・生活介護事業所のネットワーク会議においては、BCP作成や虐待防止についてなど感染予防対策を実施しながら対面で計2回開催し、意見交換と情報共有を図った。	—	維持(継続)	・当該ネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に引き続き取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当							
	●家族や介護者の病気が急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日中一時支援)を提供します。	中事業 身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や療法士が出向き、より生活に沿ったリハビリを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないリハビリや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもった。 ・自立訓練(機能訓練)については、従前から支給決定者数と指定事業所数が少なく、利用期間が限定されていること等から例年の利用実績に変動が生じやすいものとなっている。	・コロナ禍において、事業の縮小や利用人数の制限を行っていたが、今後、規制緩和が進んでいくこともあり、コロナ禍以前の利用者数の水準に戻るよう事業の運営や広報について検討していく必要がある。 ・コロナ禍により事業の縮小や利用人数の制限を行っていたことで、利用者数が減少しており、令和4年度実績についても第6期計画値を下回っている。	—	維持(継続)	・社会情勢や施設利用者の意見を踏まえ新型コロナウイルス感染症にかかる規制緩和を行っていき、利用者が安心して施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。 ・自立訓練(機能訓練)については、引き続き、窓口等において相談・申請があれば、適宜サービス利用に繋げていく	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当						
	●家族や介護者の病気が急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日中一時支援)を提供します。	中事業 障害者(児)日中一時支援事業費	・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	<令和4年度実績 利用者数 788人(うち、児童186人)> ・平成29年6月以降の事業所指定基準の緩和等により、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあり、障害者(児)の家族等の就労や一時的な休息に寄与している。	—	維持(継続)	・近年、放課後等デイサービスの利用者が大きく増加している中、当該利用者が18歳到達後、日中活動系サービスを利用する際、夕方(概ね16時以降)の時間帯の見守りニーズの増加が見込まれるため、サービス事業所のネットワーク会議などにおいて、適宜、本事業の周知等に努めていく。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課							
	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補充や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。	中事業 日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用装具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。	—	変更(新規・拡充・行革)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。 ・市報やホームページへの掲載のほか、当事者団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めながら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に給付できるよう取り組んでいく。	●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課						
	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補充や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。	中事業 補装具交付・修理事業費	・身体障害者(児)の失われた機能を補うため、当然必要と考えられる器具機材を交付・修理する。	・令和4年度実績:1,041件	—	維持(継続)	—	—	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課						
	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補充や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。	中事業 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。	—	維持(継続)	・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期の言語発達やコミュニケーション能力取得により、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。	●	06-3-③ (障害者支援)		障害福祉課							
	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補充や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。	中事業 小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業)	・小児慢性特定疾病児童に対して、電気式たん吸引器など日常生活用具を給付する。	・市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	—	維持(継続)	・法定事業のため、今後も継続して実施する。	●	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課							

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)														
<b>基本理念</b> ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
<b>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</b>																		
<b>基本施策2: 福祉サービス、相談支援</b>																		
(1) 障害福祉サービス等	④	その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度の障害のある人に、訪問入浴サービスを実施します。また、地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。</li> <li>●障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金や諸手当の給付、各種の支援・優遇措置等に関する情報提供に取り組みます。</li> </ul>	中事業	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	・居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が浴槽を居室に運び込んで入浴の提供を行う。	・介護者の介助や障害福祉サービスによる入浴が困難な在宅の重度身体障害者の清潔保持と心身機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減に寄与した。当該事業の委託先は1か所であるため、利用者数はほぼ横ばいとなっているが、コロナ禍における利用自粛により、令和3年度同様、全体の利用回数は例年比に比べて減少している。 ・障害のある人の高齢・重度化が進む中、今後も入浴支援のニーズは高まることが想定されるため、障害福祉サービスによる対応とあわせて、本事業の継続的な実施に取り組んでいく必要がある。	維持(継続)	・重度身体障害者の入浴にあたっては、当該事業による支援でないと対応できない方も一定数いるため、委託先の新規参入を促していくとともに、障害福祉サービスによる対応とあわせて継続的な事業運営に取り組む。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課					
				中事業	障害者福祉ホーム事業補助金	・対象施設を運営する福祉ホームに対し、本市からの入居者の割合に応じ、要する費用の一部を補助する。	・申請のあった障害者福祉ホームは、市外の精神障害者福祉ホーム1か所であり、入居者数は横ばいの状況が続いているが、当該障害者福祉ホームを運営する法人に対し、費用の一部を補助することで、低額な料金で居室その他の設備の提供が可能となり、利用する障害者の負担軽減を図ることができた。	—	維持(継続)	・障害者福祉ホームは、住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活の支援を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	心身障害者(児)対策事業費(特別障害者手当等支給事業)	・精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する。	経過福祉手当 月額14,850円<令和4年度実績72件> 障害児福祉手当 月額14,850円<令和4年度実績3,071件> 特別障害者手当 月額27,300円<令和4年度実績5,971件>	—	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	心身障害者(児)対策事業費(重度心身障害者(児)介護手当)	・障害福祉サービス又は介護保険サービスを利用していない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年額10万円)を支給する。	<令和4年度実績 延べ人数200人>	—	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	心身障害者(児)対策事業費(在宅心身障害者及び重度知的障害者介護人助成事業)	・保護者が疾病等の事情で心身障害者及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を確保する。	<令和4年度実績 延べ日数0日>	—	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	心身障害者(児)対策事業費(心身障害者理美容サービス事業)	・介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の心身障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付する。	・理美容サービスにおいては、支給対象である介護手当受給対象者が年々減少していることもあり、チケット利用枚数も同様に減少しているが、サービスを継続することで、重度心身障害者(児)の健康管理及び保健衛生の向上や介護者の負担軽減を図ることができた。	—	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	・児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養義務者が納入した費用の2分の1を助成する。	・令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、補助対象者は令和元年度以前に比べ減少している。令和4年度においては、通所施設より入所施設を利用する児童の保護者の申請が多い傾向にあり、申請延べ件数は減少したものの、一人あたりの支払額平均は増加しており、児童福祉施設を利用している心身障害児の保護者が負担する費用の一部を補助することで、経済的な負担軽減に寄与することができた。	—	維持(継続)	・心身障害児の心身や世帯等の状況により児童福祉施設の利用が必要となった扶養義務者に対し、負担軽減を図ることにより、心身障害児の療育の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	—	—	維持(継続)	—	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	重度障害者等特別給付金支給事業費	・国籍要件等により、国民年金の制度上、障害基礎年金を受給できない重度障害者及び中度障害者に、障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給する。	・現在の受給者は10人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続きは、本人からの申請により、審査後受給者となることから、該当者の救済漏れ件数についての把握は、困難な状況にある。そのため、手続漏れがないよう市報での年1回の案内に加え、ホームページでも周知を図っている。	—	維持(継続)	・本来、制度的無年金外国籍重度障害者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国の法整備が図られるまでの間の福祉的措置として、事業の必要性及び有効性は高い。このため、今後も継続して実施する。	●	08-1-④ (健康支援)	国保年金課					
				⑤	サービスの質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を超える際は、医療や福祉関係者等で構成する審査会を開催するなどし、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組めます。</li> <li>●サービスや相談支援の事業者に対し、従事者の資質向上のための研修機会の確保や労働法規の遵守、運営状況の評価と結果公表等に取り組むよう指導します。また、集団指導等を通じて、実地指導や請求審査の結果等を共有するなどし、サービスの質の向上を図ります。</li> <li>●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会「ガイドライン検討部会」を開催し、各種ガイドラインの運用状況の検証等を行うほか、適切かつ良質なサービス提供のために必要な取組・課題等について共有を図るなど、相互の連携の緊密化に努めます。</li> </ul>	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(非定型審査会)	・尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)において基準を超える支給決定を行う際などに非定型審査会を開催する。	・令和4年度：開催なし	—	維持(継続)	—	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課	
							中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(国保連合会支払事務委託)	・障害者福祉サービス支払のための国保連合会支払事務委託する。	<令和4年度実績 障害福祉サービス支払事務委託件数 133,179件>	維持(継続)	・適正な支払事務に向けては、国保連への委託と合わせ、請求審査ソフトを活用して重複チェック等を行い、事業所への連絡等の対応をしているが、サービス支給件数の増加や度重なる制度変更等に併し、毎月、請求誤りが一定数発生しているため、その対応が課題となっている。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課		
							中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(ガイドライン検討部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・令和4年度実績：開催なし	—	維持(継続)	—	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	取組 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策2: 福祉サービス、相談支援</p>																				
	中事業	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業費	・PCR検査については、原則、入所予定施設を通じて、市が委託契約する民間検査会社が実施する。当該施設を通じての受検が困難な場合は、本人が希望した医療機関等で受検した際に要した経費について、償還払いにより補助する。	・障害者支援施設に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながる。安定的な施設運営にも寄与するものとして実施しているが、令和4年度は、本事業を活用した実績はなかった。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。	維持(継続)	・入所施設におけるクラスターの発生等を予防するため、令和5年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に引き下げられたことをふまえ、必要となる対策や支援も変わっていくことが想定されるため、今後も国の動向を注視し、柔軟に対応していく。										06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	要介護者一時受入事業費	・介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となり、他に介護する人がなく、居宅サービス事業所では対応できない在宅の要介護者(障害者)を一時的に受け入れる施設を確保する。	・令和4年度については、幸い当該事業による受入事業は発生しなかったが、本市が委託する受入先の法人と連携を図り、受け入れが発生した場合の居室(空床1床)や支援体制を適宜確保することで、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者(障害者)の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。	廃止	・新型コロナウイルス感染症の対応については、流行当初と比較して、感染対策の徹底やワクチン接種による重症化リスクの軽減があり、また、国においても令和5年5月8日から感染症法上の類型が「2類相当」から「5類」へ引き下げられたこともあり、当該事業の開始時と比べると、状況は大きく変化しており、これら対策や制度変更の状況等をふまえ、当該事業の役割を一定終えたものと判断したことから、事業廃止とした。										06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	・濃厚接触者等または陽性者に支援を行うサービス従事者に対し、協力を支給する。	・新型コロナウイルスの感染症をとりまく状況の変化に伴い、支給対象の条件を変更しながら事業を継続してきた。また、そうした状況の変化により令和4年度の延べ申請者数も令和3年度に比べて2.7倍程度となっているため、重症化リスクの軽減などに応じた事業のあり方を検討していく。	—	廃止	・新型コロナウイルス感染症の流行当初と比較して、感染対策の徹底やワクチン接種により重症化リスクが軽減したことなど当該協力金の事業開始時と比べると状況は大きく変化したが、当該協力金の役割を一定終えたものと判断し、令和5年1月31日のサービス提供分をもって事業廃止とした。										06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉サービス確保支援事業費	・障害者及び障害児に必要なサービス又は支援を継続して提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費等を助成する。	・令和4年度は延べ14法人(延べ41事業所)に対して、通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生等による影響で生じたかかり増し経費等を助成することで、コロナ禍における利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。	—	維持(継続)	・障害者及び障害児の日常生活が維持できるよう、新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、引き続き必要なサービス提供を継続する必要があるため、国の補助制度を活用しながら、令和4年度も継続して本事業を実施していく。 ・障害福祉サービス事業所等の支援体制の維持・確保については、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に引き下げられたことをふまえ、必要となる対策や支援も変わっていくことが想定されるため、今後も国の動向を注視し、柔軟に対応していく。										06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、国から送付された衛生用品を運送業者への業務委託により提供を行う。	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。	—	廃止	・新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、今後、国からの衛生用品の配布がないため、終了する。										06-1-② (障害者支援)		法人指導課	
	中事業	物価高騰対策福祉施設等支援事業費	・令和4年8月1日時点で、本市から事業者指定を受けている者やそれ以外で市内において福祉施設等を運営している事業者に対して、事業の運営を支援するための給付金を交付する。	・コロナ禍における物価高騰対策として、市内のすべてのサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を交付(276法人・506事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。	—	廃止	・本事業は、国の地方創生臨時交付金を財源に創設した物価高騰対策に係る一時(限定)的な事業であるため、令和4年度の給付分をもって終了(廃止)している。 ・今後の国や県、近隣他都市による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。										06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	その他取組	コロナ対応 等	—	—	—	維持(継続)	・5類感染症への変更以降のサービス提供体制の維持・確保に向けては、国の方針や支援策等を踏まえながら、引き続きサービス事業所への情報提供や必要な支援・対応に取り組んでいく。										06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当 南北障害者支援課	
	中事業	障害者計画等策定事業費	・障害者計画等の推進に係る取組のほか、毎年度の進捗管理や評価に必要な会議を開催することで、検証等を行う。	・障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、障害者福祉等専門分科会などで意見を伺いつつ、総合計画やその他関連する行政計画の取組との整合性を意識して、より効果的かつ効率的な運用へと見直すとともに、当該計画の「評価・管理シート」を改訂して分かりやすさの向上を図ることができた。	—	維持(継続)	・障害者計画・障害福祉計画の推進に向けては、3年毎に実施する障害のある人へのアンケート調査を通じて、生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等の調査・分析を行う。また、令和6年度から施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」の内容や国の基本指針に掲げる事項への対応等について検討を進めるとともに、改訂した「評価・管理シート」の本格運用に取り組み、現行計画の進捗管理や評価も踏まえながら、次期障害福祉計画(第7期:令和6~8年度)の策定に取り組む。										06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当	
	その他取組	ファシマネ関連事務	—	—	—	維持(継続)	・対象施設の機能移転に向けては、それぞれの施設で希望する機能移転策が異なるため、各運営法人の運営状況や事情等も勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかねばならない。											06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当



尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	取組 項目	取組 内容(第4期)	取組 方向性														
<b>基本理念</b> ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																	
<b>重点課題1</b> 。必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																	
<b>基本施策2：福祉サービス、相談支援</b>																	
① 地域での相談支援等の充実	●総合相談機能を有する「基幹相談支援センター」やそれぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所(市内6か所、市外2か所)、市役所、保健所等において、障害特性に配慮したきめ細やかな相談支援に取り組みます。また、これら相談窓口の一層の周知を図ります。	中事業	障害者(児)相談支援事業費(①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 ①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など	・支援ニーズの高まりや諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和4年度30,392回)が依然高い水準で推移している中、その対応にあたっている。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を13回開催し、支援状況の共有や事例検討のほか、尼崎市社会福祉協議会との連携などテーマ別の研修会(3回)を実施して支援力の向上につなげた。	・支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。	維持(継続)	・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っているよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。							06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
	●「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業所等の連絡会や研修会を定期的に開催するほか、「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の事業所等によるネットワーク会議と情報を共有するなどし、地域課題の把握や支援機関の連携強化を図ります。また、兵庫県が設置する専門相談機関(ひょうご発達障害者支援センターなど)と連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組みます。	中事業	障害者(児)相談支援事業費(①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 ①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など	・あま相でリスト化した障害分野における「支援困難ケース」への対応に向けては、現状で相談支援事業所につながないケースの詳細な状況把握を進めた結果、これまでに支援歴のある者や介護保険(ケアマネ)等につながない者を除いた「要介入ケース」は概ね90人程度であることが分かった。また、委託相談支援事業所が実際にこれら要介入ケースの支援に入り、課題の共有や必要な連携等の協議を進めながら、支援困難ケースの連携スキーム(フロー図)をまとめた。	・支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。	維持(継続)	・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っているよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。							06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当
	●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健、医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(自立支援協議会全体会など)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・全体会を開催し、昨年度の各部会の活動報告の共有等を行った。	—	維持(継続)	—							06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当
② ケアマネジメントの提供	●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組みます。計画作成の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業者の連絡会や研修会を継続的に開催するなどし、事業所への指導・助言や人材育成、連携強化等に取り組めます。	中事業	障害者(児)相談支援事業費(①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 ①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など	・サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に引き続き作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。特に新規利用が多い「障害児(通所サービス利用)」については、早期作成につながるよう対象事業所との調整を密に図ったこと等で、作成数は319人増加(5,448人→5,767人)、作成率は77.7%(5,767人/7,423人)となった。 ・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の詳細な分析を行い、特に未作成者が多い「精神障害の居宅・就労系サービス利用者」については、利用する就労サービス事業所の把握も進めたこと等により、作成の優先度や対応策など今後の取組の方向性を整理することができた。 ・指定相談支援事業所のネットワーク会議を計9回(全体会2回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や児童虐待への対応等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に介護保険のケアマネや薬剤師との連携、阪神特別支援学校を卒業後の進路等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。	・利用計画の作成数は着実に増えているものの、全体の作成率は依然8割弱に留まっているため、より効果的な取組や運用が求められている。	維持(継続)	・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っているよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。							06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
	●障害のある人へのピアカウンセリング や公的機関とのつなぎ役を担う相談員に対して、必要な情報提供や新たな制度等の研修を行うとともに、関係団体や兵庫県とも協力しながら、相談員の資質向上や行政機関との連携を図ります。	中事業	心身障害者相談事業費	・相談員を通じ、身体障害者や知的障害者等の相談を受け、必要な指導等を行う。	・コロナ禍の影響を受け、相談件数は前年度より減少しているが、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に必要な援助を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることができた。	・高齢化が進む相談員への対応にあたっては、当該相談員が所属する当事者団体とも適宜課題の共有を図りつつ、相談員を選出(推薦)する際に調整・配慮をいただくようお願いしているが、各団体とも担い手不足の状況にあるため、課題の解消までには至っていない。 ・相談員の支援活動は、障害者と市などの行政機関とのパイプ役としての必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。	維持(継続)	・相談員制度は、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に寄与していることから、今後も継続して事業を実施する。 ・相談員の高齢化や担い手不足が進む中、事業継続のための効果的な実施手法や体制等について、当事者団体にも意見を伺いながら検討していく。 ・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。						06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
		実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																			
<b>基本理念</b> ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																							
<b>重点課題2</b> 。生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																							
<b>基本施策3：療育・教育</b>																							
① 療育 支援の 充実	●発達 の遅れ や課題 を抱える 子ども に対して、 医師の診 察や専門 職(保健師、 公認心理士 など)の 発達相談 等による 総合的な 発達評価 を行い、 適切な療 育支援に つなげま す。	中事業	発達相談支援事業費	●発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。 ●保護者が子どもの発達に不安を抱いている場合に、保健師や臨床心理士等専門職による相談や医師の診察・医療相談を行い、子どもの特性を診たて支援につなげていく。	●心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門相談528件、診察375件、延べ903件実施した。 ●切れ目のない発達相談支援に向けて関係部局と課題整理と対策を協議・検討し、その中でいしあ・南北保健福祉センター間の年齢区分による支援を撤廃し、相互に情報共有することで市民を中心にした支援を行う体制とした。	●学習に関する相談についての要望が高く、教育委員会や学校と連携し、児童のアセスメントを行うとともに学校現場での効果的な対応ができるよう取り組みを進めていく。 ●保健所・南北保健福祉センター・いしあが行う発達相談支援に係る各事業を、より効果的・効率的なものとする必要があるほか、乳幼児健診後のフォローにおける支援の進捗管理や、いしあ・南北保健福祉センター間の情報共有をさらに進める必要がある。	維持(継続)	●いしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談の割合が高く割合で継続しているとともに、気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対する支援の方向性からも、事業の継続実施の方向とする。 ●児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。									04-3-④ (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いしあ推進課				
		中事業	発達相談支援事業費(ペアレントトレーニング(家庭療育支援講座))	●発達の遅れがある児を持つ保護者同士が、児の行動の理解や関わり方を共に学び、児に身につけてほしい課題等を共有するなかで、子どもの行動変容や保護者の育児ストレスの軽減につなげる。	●発達特性のある子どもに相談や診察(903件)を行うとともに、その後も継続して支援を行った。また、子ども支援教室やペアレントトレーニングなどの事業を通じて保護者が子どもの姿を理解することで、子どもの行動変容や育児ストレスの軽減につなげた。	●個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。		維持(継続)	●継続的支援においてより効果的な手法や体制を検討するほか、参加者の増加に向けて事業周知方法の見直しや、開催場所の拡大を実施する。									04-3-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いしあ推進課			
		中事業	子ども・子育て総合相談事業費(総合相談事業)	●いしあ総合相談の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行うための見立てや助言等を行う。	●令和元年10月から事業を開始し、人口規模や相談体制が類似している「エールぎん」の開設翌年の相談件数1,623件を年間目標としてきたが、概ね目標値を達成した。 ●子育てや発達相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、総合的な支援を行うためのアセスメントを行った。 ●総合相談に寄せられる電話や来所による相談は増加傾向にあり、身近な子育て相談をはじめ様々な子育ての困りごとの相談に応じる機関として浸透してきている。	●新規相談実績を分析した結果、背景も含めた複合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。		維持(継続)	●様々な事情により平日開庁時間内に相談ができないといった市民ニーズを把握していくために、令和4年6月から令和5年3月までの第1土曜日にいしあ総合相談窓口を試行的に開設。市民ニーズの把握に努めるとともに、次年度以降の相談体制の在り方について検討していく。 ●いしあとしての支援方針の検討・共有を行うため、緊急受理会議を行うなど、支援体制強化を図る。 ●総合相談に寄せられる相談は増加傾向にあり、子どもの年齢に応じた切れ目のない総合的な支援の必要性からも、本事業は継続実施の方向で検討する。									04-3-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いしあ推進課			
		中事業	母子保健相談指導事業費	●子どもとの関わり方や今後の進路などの悩みを抱える保護者に対し、専門医や心理士が子どもの特徴や関わり方の助言を行い、その結果に基づき、地区担当保健師が必要な連携や支援を継続的に実施する。	●保護者の気持ちに寄り添った継続支援を実施するために、「南北保健福祉センター・いしあ連携会議」において発達支援体制の再構築について検討。専門相談の実施場所等は令和6年度子ども家庭センター設置のタイミングで調整することとした。	●令和6年度に向けて、保護者の気持ちに寄り添った継続支援を実施するための発達支援体制について、事業内容や従事する職員(心理士の確保や保健師の増員)について調整して行く必要がある。		維持(継続)	●「南北保健福祉センター・いしあ連携会議」の第3作業部会において、発達支援体制について検討し、令和6年度に向けた新体制を調整していく。										04-1-① (子ども・子育て支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課 北部地域保健課 南部地域保健課		
		中事業	障害児通所支援給付費	●児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。	●児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和3年度は1,822人から令和4年度の2,143人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている(参考：令和4年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,620人)。	●障害児通所支援事業所の送迎車にも安全装置の整備が義務付けられるため、早期対応と安全管理の徹底が求められる。また、療育士による療育やリハビリのニーズが高まる中、たじかの園の外来利用も増加しているが、施設や体制上の課題もあり対応に苦慮している。		維持(継続)	●適切な発達支援の提供等に資するため、新たに障害児通所支援事業所ネットワーク会議を設置・開催し、事業所間ももとより、障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所との連携強化に取り組んでいく。また、この会議の場を活用して、送迎バス等の安全装置への対応等も含め、必要な情報の提供や支援にあたっての助言等を行う。										06-2-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当		
		その他取組	障害福祉サービス事業者等の指導監督等	●障害福祉サービス事業者等の指導監督等	●障害福祉サービス事業者等の指導監督等	●障害児通所支援の適正給付や質の向上にあたっては、実地指導を再開して事業所による自己点検を実施したほか、主な指摘事項等をホームページに掲載した。		維持(継続)	●											06-2-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	法人指導課	
		中事業	障害者(児)相談支援事業費	●障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	●発達障害に関する相談は依然多い状況にあるが、保健福祉センターや「いしあ」において、早期支援に取り組んでいることもあり、委託相談支援事業所等の相談者数は199人となっている。			維持(継続)	●											06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		中事業	たじかの園指定管理者管理運営事業費	●指定管理者によるたじかの園の管理運営経費	●いしあ連携会議で本市の発達相談支援体制のあり方について協議を進め、その中で「たじかの園」における児童発達支援機能と今後のあり方についての検討を進めた。			変更(新規・拡充・行革)	●												06-2-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	●尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	●自立支援協議会「あまっこ部会」の取組として事業所交流会を2回開催し、本市の支援状況やいしあの子育て・発達支援の取組の周知、事業所が抱える課題やニーズの把握・共有を進めた。			維持(継続)	●												06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者(児)相談支援事業費(障害児等療育支援事業)	●障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (在宅支援(訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など)	●延べ支援件数(令和4年度) 訪問 215件、外来1,546件、施設 145件 ●委託による本市の療育支援体制の集約と充実を図り、障害児通所支援事業所ネットワーク会議の設置の準備等を進めた。			変更(新規・拡充・行革)	●	拡充											06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会(医療的ケア児部会))	●医療的ケアを必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉、教育等の関係者等が参画する「医療的ケア児支援部会」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、地域の支援機関(病院や訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所など)と連携を図るとともに、専門の支援コーディネーターを配置するなど、支援体制・機能の整備を進めます。	●コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」については、保健や保育など参画メンバーを増やして再開し、医療的ケア児等コーディネーターによるリスト管理や対象児への支援状況など本市の取組について、地域の関係機関等への共有を図り、一定の評価を得られた。また、コーディネーターが阪神圏域の相談支援フォローアップ研修に講師として参画し、本市の取組を通じて、各市と支援課題の共有や広域連携につながる意見交換を行うことができた。	●人工呼吸器の装着など重度の医療的ケア児から優先してアウトリーチを進めているが、計画相談につながっていない重度対象児(5名)への早期対応やその他のケア児へのアウトリーチも求められており、その対応策について検討が必要である。		維持(継続)	●重度対象児に対する早期支援にあたっては、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所との連携を進めるとともに、令和5年度から開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」においても、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケア児支援部会」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。											06-1-① (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当	
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するとともに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等とも協力しながら、説明会の開催や保護者への周知等に努めます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有等に活用されていくよう努め、「途切れのない支援」につなげていきます。	●令和4年度はあまっこファイル書き方教室を実施し、保護者2名の参加があった。	●あまっこファイルの普及啓発に向け、教育機関とのさらなる連携が必要である。		維持(継続)	●												06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センター等の関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます	●自立支援協議会「あまっこ部会」の取組として事業所交流会を2回開催し、本市の支援状況やいしあの子育て・発達支援の取組の周知、事業所が抱える課題やニーズの把握・共有を進めた。			維持(継続)	●												06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名
	取組項目	取組内容(第4期)	実施の方向性															
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																		
<b>基本施策3: 療育・教育</b>																		
② 療育の充実  (1) 療育	●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の違いや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関、障害児通所支援事業所等と連携していきます。	中事業	法人保育施設等特別保育事業等補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等の保育内容の向上を図るために補助を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの園が待機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。</li> <li>障害児保育事業(法人保育園) 48園 児童数159人</li> <li>障害児保育事業(認定こども園) 11園 児童数65人</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多様化する保育ニーズに対応する。</li> </ul>	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育管理課						
		中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は私立認定こども園6園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。</li> </ul>	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	保育管理課							
		中事業	医療的ケア児保育支援事業(民間の保育施設等における受け入れ)、医療的ケア児保育事業(公立保育所における受け入れ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(民間)医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させる等の取組を行う法人保育施設等に対して、その費用を補助する。</li> <li>(公立)公立保育所で医療的ケア児の受け入れを行い、保育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(民間)令和4年度は、医療的ケア児1人を受入れた法人保育園に対して、市から補助金を交付した。</li> <li>(公立)保育所において医療的ケア児への支援の取組を進めるため、既に医療的ケア児を受け入れている他市の事例等を踏まえて、本市における医療的ケア児の支援に関するガイドラインを策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公立)ガイドラインにおいて、医療的ケア児の利用調整に係る仕組みを構築したが、実際の受け入れの際には、個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保等の体制整備が必要であるため、個別に調整を行う。</li> <li>(公立)また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。</li> </ul>	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(民間)法人保育施設における医療的ケア児の受け入れについて、看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を引き続き市から補助する。</li> <li>(公立)令和6年度の公立保育所での受け入れに向けて、関係機関と協議を行う。</li> </ul>	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育管理課、保育運営課						
		その他取組	障害児保育連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達に遅れがある児童を対象に、障害児判定指導員が、保育所生活での指導助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導・助言を受け、ひとりひとりの子どもの発達に即した保育の方法に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団になじめない様子をかかえる児童に即した保育の方法に取り組んでいる。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、子どもひとりひとりの発達の理解を深め、必要に応じて障害児判定指導員の指導助言を受け、保育を実施していく。</li> </ul>	●	04-1-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育運営課						
		その他取組	市立幼稚園における特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成27年度から各年齢定員5人(1人の教員配置)とする特設学級を全園に設置しており、個々の幼児の特性に応じたきめ細やかな支援体制を構築する上で、通常学級と同じ集団の中で活動を行う等、「共に育つ」ことを意識したインクルーシブ教育に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人に応じた専門性の高い関わりを早期から行うことで、個別の支援が必要であった幼児が普通学級に移るなど好ましい変化も現れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援が必要な子どもの市立幼稚園への入園希望者が増加傾向にある中、今後、希望する園に入園できないという事態をできる限り無くしていくとともに、子ども一人一人の発達の特性に応じた適切な支援等を行っていくための持続可能な支援体制の構築が必要である。</li> <li>市立幼稚園の特設学級への入級にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて、園長が判断してきましたが、当該子どもの成長にとって今必要なのは集団保育か或いは個別の療育かの判断が難しく、また、発達の特性が多様化する中で、1人の教員が子ども5人に対する支援を行うことは難しい状況にある。</li> </ul>	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の素案公表に向けて、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や市立幼稚園での保育年齢の見直し、特別な支援が必要な幼児の受け入れの拡充事業について検討を進める中、教育支援体制等、今後におけるインクルーシブの教育の充実に向けた方向性や取組についても検討していく。</li> </ul>	●	03-3-① (学校教育)	尼崎市立幼稚園教育振興プログラム	就学前教育課						
		中事業	保育の質の向上事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所職員研修(基本・専門研修)の実施、オールあまっ子連絡会議の実施及び保育士等キャリアアップ研修の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所職員研修(32回)を実施し、その内14回の「専門研修」は公私立保育所等の保育所職員の質の向上を図った。</li> <li>公私立保育所施設長が保育の質の向上に向けて協議する「オールあまっ子連絡会」を5回実施し、当連絡会にて合同研修を企画し、施設長向けに「施設長の役割と成果・行動」について考える1をコロナ感染症予防対策のためオンラインで実施した。</li> <li>その他、年長児交流会の実施も検討し、コロナ感染症予防対策に配慮しながら、オンラインでの事前交流を含め14回実施した。子ども同士、保育士同士の交流もでき、成果を上げている。実技を伴う研修などは、多数の参加が見込まれるため、感染拡大防止の観点から実施しなかった。</li> <li>尼崎市保育士等キャリアアップ研修は令和4年度7分野の実施をした。</li> <li>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、内容によっては、動画配信での研修を実施し、学びを止めることのないように進めてきた。実践を伴うもの等が実施できなかったことにより、参加人数は減っているが、動画配信での研修受講などは、各施設によって受講する期間や時間が違え、多くの受講が可能となり成果を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会場として、定員の半分の利用設定となり、収容人数の大きい場所を借りる必要がなかったため、賃借料等が多く発生しており、また受講希望者の制限を行う必要もあった。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な感染症に対する予防の観点から、研修の内容によって動画配信での受講を検討したり、集合研修の場合は、十分に広いスペースの場所を設定するなど、安全に研修が実施できる環境を用意し、公立・私立共、多くの職員が研修を受けられるよう実施していく。</li> </ul>	●	04-2-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育運営課						
		その他取組	あこや学園、たじかの園との保育交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あこや学園と3所の保育所が各所2回ずつ計6回、たじかの園とは1回の交流を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各所で1~2回、交流時間を短縮しての実施となった。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な感染症予防に対する配慮をしながら、実施回数を増やしたり、交流時間を長くしたりするなどしながら、互いの理解を深め、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげていく。</li> </ul>	●	障害者計画	保育運営課							
		中事業	児童ホーム運営事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公設児童ホームは土曜日及び学校休業日の開所時間を午前8時15分に延長した。</li> <li>職員の出欠解消を図るため、資格等を有する派遣職員を配置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて関係者等と協議を進めるとともに、引き続き待機児童解消に取り組む必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日(長期休業期間含む)の開所時間を令和6年度から午後7時まで延長することに向けて、関係者等と運営体制について協議する。</li> </ul>	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	児童課						
		中事業	放課後児童健全育成事業所運営費補助金(障害児受入推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27,384千円 14施設</li> <li>民間児童ホームは3箇所(定員75人)新設した。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き民間児童ホームは補助事業の活用により待機児童解消に向けて事業者の参入を図る。</li> </ul>	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	児童課						
		中事業	障害者(児)日中一時支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;令和4年度実績 利用者数(児童) 186人&gt;</li> <li>平成29年6月以降の事業所指定基準の緩和等により、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあり、障害者(児)の家族等の就労や一時的な休息に寄与している。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、放課後等デイサービスの利用者が大きく増加している中、当該利用者が18歳到達後、日中活動系サービスを利用する際、夕方(概ね16時以降)の時間帯の見守りニーズの増加が見込まれるため、サービス事業所のネットワーク会議などにおいて、適宜、本事業の周知等に努めていく。</li> </ul>	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策3: 療育・教育</p>																				
<p>(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育</p>	①	<p>● 個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。</p>	<p>その他取組</p> <p>特別支援教育支援員・生活介助員の配置</p>	<p>●LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図る。</p> <p>●小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒の生活上の困難を改善し、安全を確保するとともに、特別支援学級の学習の円滑化を図るため、生活介助員を配置する。</p>	<p>●LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に特別支援教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図る。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。</p> <p>●教育支援員:46校、23名配置。 ●生活介助員:39校、66名配置。</p>	<p>●子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>●特別支援教育支援員を全ての小・中学校に1校一人配置することにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校において通級による指導が実施できるような体制の整備に取り組む。さらに、令和5年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。</p> <p>●学識経験者、医師、校園長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。</p>	<p>拡充</p>						03-2-④ (学校教育)	<p>教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>			
			<p>中事業</p> <p>インクルーシブ教育システム検討事業費</p>	<p>●学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。</p>	<p>●令和4年度より特別支援教育検討会議を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等について意見を聴取し、本市の特別支援教育について協議した。特別支援教育検討会議:年3回実施。</p>	<p>●支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にしたうえで、個別の教育支援計画及び個別の教育指導計画を作成し、確実に引き継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図ります。</p>	<p>●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの実態や教育的ニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、保健、医療、福祉等を含め、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通過し、一貫して的確な支援を行うことを目的とし、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する。</p>	<p>●特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導の対象である児童生徒、その他、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象に「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた支援や関係機関との連携に活用した。</p>	<p>●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒数が増加するとともに、一人ひとりの支援の在り方が多様化していることから、それぞれの教育的ニーズを明確にした上で、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」等を確実に引き継ぎ、校園内及び関係機関との情報共有を図る必要がある。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>●特別支援教育検討会議のインクルーシブ教育システム検討部会を全体会と位置づけ、本市の特別支援教育について中長期的な視野に立って協議する。また、検討会議で示された課題や検討事項、方向性を受けて、それぞれの項目においてワーキンググループを構成し、より具体的な協議を進め、本市の特別支援教育をより一層推進する。</p> <p>●特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。</p>	<p>拡充 新規</p>					03-2-④ (学校教育)	<p>教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>	
			<p>中事業</p> <p>特別支援教育サポートシステム事業費</p>	<p>●市立学校・園に有償ボランティアを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。</p>	<p>●特別支援教育ボランティア:155名登録 ●特別支援ボランティア:令和4年度登録者数は目標値の310%であり、前年度の登録者数を大きく上回った。今年度も特別支援ボランティアの配置により、子どもたちが主体的に活動に取り組むことができた。</p> <p>●プール介助員:新型コロナウイルス感染症拡大により、3年間実施されていなかった水泳授業が、令和4年度は規模を縮小して順次実施した。肢体不自由、視覚、聴力障害児及び発達特性等により、水泳指導における安全を確保する必要がある児童生徒がいる学校に、プール介助員を配置した。</p>	<p>●各校園において、特別の支援を必要とする幼児児童生徒の指導、支援に活用するとともに、本市における教育・家庭・福祉の連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等サービス事業所が連携し、障害のある子どもの特長を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。</p>	<p>●通常の学級に在籍する支援が必要な幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において協議を行い、各関係機関と連携し、校内支援体制の強化を図ります。</p>	<p>●コロナ禍においても特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるための学習機会を提供し、支援を必要としている子ども達のサポートを行うボランティアを育成・養成する講座を実施した。(講座=2回 参加者34人 特別支援ボランティア登録者10人)</p>	<p>●各校園において、特別の支援を必要とする幼児児童生徒の指導、支援に活用するとともに、本市における教育・家庭・福祉の連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等サービス事業所が連携し、障害のある子どもの特長を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>●各校園において、特別の支援を必要とする幼児児童生徒の指導、支援に活用するとともに、本市における教育・家庭・福祉の連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等サービス事業所が連携し、障害のある子どもの特長を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。</p>							03-2-④ (学校教育)	<p>教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>
			<p>中事業</p> <p>学社連携推進事業費(特別支援ボランティア養成事業)</p>	<p>●特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるため、その学びが活動につながるよう、支援を必要としている子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施する。</p>	<p>●コロナ禍においても特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるための学習機会を提供し、支援を必要としている子ども達のサポートを行うボランティアを育成・養成する講座を実施した。(講座=2回 参加者34人 特別支援ボランティア登録者10人)</p>	<p>●引き続き集約型の実施形態での事業を実施し、学校を支援する人材育成のための学習機会を提供し、ボランティア活動につなげ、学習成果を地域社会に活かすことができる人づくりを進める。</p>	<p>●学識経験者、医師、校園長、教員、児童福祉施設の職員等により、適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議した。また、障害種別ごとに部会を開き、審議資料をもとに調査を行った。</p> <p>●審議件数:440件。各専門部会:1~3回実施(対象児童生徒がいらないため実施していない部会有)。教育支援委員会:3回実施。</p>	<p>●新型コロナウィルス感染症拡大防止により、定員を制限して行わざるを得なかった。</p>	<p>●引き続き集約型の実施形態での事業を実施し、学校を支援する人材育成のための学習機会を提供し、ボランティア活動につなげ、学習成果を地域社会に活かすことができる人づくりを進める。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>●引き続き集約型の実施形態での事業を実施し、学校を支援する人材育成のための学習機会を提供し、ボランティア活動につなげ、学習成果を地域社会に活かすことができる人づくりを進める。</p>							01-1-③ (地域コミュニティ・学び)	<p>学び支援課</p>	
			<p>その他取組</p> <p>就学相談(尼崎市教育支援委員会の調査審議)</p>	<p>●小・中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学部への適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議するため、尼崎市教育委員会の付属機関として、尼崎市教育支援委員会を置く。</p>	<p>●学識経験者、医師、校園長、教員、児童福祉施設の職員等により、適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議した。また、障害種別ごとに部会を開き、審議資料をもとに調査を行った。</p> <p>●審議件数:440件。各専門部会:1~3回実施(対象児童生徒がいらないため実施していない部会有)。教育支援委員会:3回実施。</p>	<p>●就学先のいかにかわらず、支援が必要な幼児児童生徒に適切な教育を提供するため、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行い、合意形成を図ります。</p>	<p>●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒数が増加するとともに、一人ひとりの教育的ニーズが多様化していることから、それぞれの状況に応じた就学及び就学後の教育上必要な支援についてより慎重に行う必要がある。また、一人ひとりの就学後の支援をより充実させるために、就学相談での調査審議について検討する必要がある。</p>	<p>●それぞれの障害の状況や保護者の教育的ニーズに寄り添い、より適切に望ましい就学先につながる調査審議を実施できるよう、審議資料の様式の見直しを図るとともに、就学前施設との連携をこれまで以上に深めるなど、就学相談での調査審議について見直す。</p> <p>●就学前の各機関等と連携を取りながら、保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>●それぞれの障害の状況や保護者の教育的ニーズに寄り添い、より適切に望ましい就学先につながる調査審議を実施できるよう、審議資料の様式の見直しを図るとともに、就学前施設との連携をこれまで以上に深めるなど、就学相談での調査審議について見直す。</p> <p>●就学前の各機関等と連携を取りながら、保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。</p>										<p>教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>
	<p>中事業</p> <p>幼稚園教育振興事業費(発達専門機能強化事業)</p>	<p>●臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する者を「特別支援教育専門相談員」として、各幼稚園の巡回相談を行い、園児一人一人の発達に応じた適切な教育環境や教育の実践に関する助言などを行う。</p>	<p>●発達専門機能強化事業においては、特別支援教育専門相談員が各園に継続して訪問指導することで、教員は援助の仕方が明確になり、保護者は家で関わり方が明確になる等の効果が見られた。</p>	<p>●就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう関係機関と連携を進め、相談支援体制を整え、就学時に決定した「学びの場」について、個々の幼児児童生徒の発達や適応の状況を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。</p>	<p>●特別支援教育専門相談員への教員や保護者の相談件数が増加しており、また、低年齢児に係る相談件数も増加傾向にあるため、相談体制をより一層充実していく必要がある。</p>	<p>●今後策定予定の「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において、その役割や取組の方向性を示す。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>●今後策定予定の「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において、その役割や取組の方向性を示す。</p>									03-3-① (学校教育)	<p>尼崎市立幼稚園教育振興プログラム</p>	<p>就学前教育課</p>	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	取組 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策3: 療育・教育</p>																		
<p>(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育</p>	③	<p>学校 園間 及び 関係 機関 の連 携(縦 と横 の連 携)</p>	<p>中事業</p> <p>インクルーシブ教育システム検討事業費</p> <p>●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。</p>	<p>学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。</p>	<p>令和4年度より特別支援教育検討会議を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等について意見を聴取し、本市の特別支援教育検討会議：年3回実施。</p>	<p>・支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、関係機関との情報共有、連携を図りながら、個に応じた指導支援を行うことを通じて、誰もが多様性を理解し、尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちを育成する必要がある。また、個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組む必要がある。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>・特別支援教育検討会議のインクルーシブ教育システム検討部会を全体会と位置づけ、本市の特別支援教育について中長期的な視野に立って協議する。また、検討会議で示された課題や検討事項、方向性を受けて、それぞれの項目においてワーキンググループを構成し、より具体的な協議を進め、本市の特別支援教育をより一層推進する。</p> <p>・特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。</p>	<p>拡充</p>	<p>●</p>	<p>03-2-④ (学校教育)</p>	<p>教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>					
			<p>その他取組</p> <p>教育・家庭・福祉の連携</p>	<p>・学校、家庭、放課後等デイサービス事業所等が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。</p>	<p>・「あまっこ部会」等の連携会議に参加し、教育、福祉、家庭の連携を深めるとともに、特別の支援を必要とする幼児児童生徒の支援について共通理解を図ることができた。</p>	<p>・すべての教職員が福祉サービスについての理解を深め、障害のある子どもへの安心・安全と一貫した支援のために、教育・家庭・福祉の一層の連携を推進する必要がある。しかしながら、実際の連携についてはそれぞれの学校独自で行っている状況であり、学校と事業所が連携して子どもを支援するにあたって、必要となるルールや支援の手立てを示す必要がある。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>・教育・家庭・福祉の連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等デイサービス事業所が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。</p>	<p>●</p>	<p>03-3-① (学校教育)</p>	<p>教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>						
			<p>中事業</p> <p>幼稚園教育振興事業費(幼保小連携推進事業)</p> <p>●あまよう特別支援学校や兵庫県の特別支援学校、就学前の各機関、小学校・中学校・高等学校による「縦の連携」と、保護者と在籍校園、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。</p>	<p>・関係機関の代表者・学識経験者等を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進するための方策等を検討するとともに、幼保小連携の理解を深めるために、市内全施設を対象に全体研修や地区別情報交換会等を実施する。また、幼保小連携の具体的な取組として、幼保小接続カリキュラムの実施・検証、各校園所における交流連携(幼児児童間連携・教師間連携・施設併用)、公開保育・授業等に取り組む。</p>	<p>・幼保小接続カリキュラムの実践校園所(立花・塚口)では、令和4年度のスタートカリキュラム期間中に児童が学校に登校できない事例はなかった。</p> <p>・接続カリキュラム実践校園所の増に向けた調整や幼保小連携推進委員会を2回実施し、全校園所での交流連携の実施や特別な支援が必要な幼児の引継資料の統一化等の意見交換を行った。</p> <p>・全小学校等の参加のもと市立幼稚園で公開保育を行ったところ、小学校の教職員全員から子どもたちが主体的に考え行動できることを知ること等により幼児期の子どもの育ちについて理解が深まったという感想が聞かれた。</p>	<p>・幼保小接続カリキュラムの実践校園所が少なく、交流連携は実施できていない校園所があるため、幼保小連携推進事業等の効果を学校園に十分周知すること等により、連携を推進する必要がある。</p> <p>・特別な支援が必要な幼児については、小学校に円滑に受け入れができるように、就学前教育施設から同一基準(資料の統一化等)で小学校に引継ぎを行うことが望ましい。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>・幼保小接続カリキュラムの実践校園所を2から4カ所に増やすとともに、交流連携については全校園所での実施を目指す。</p> <p>・引き続き幼保小連携等の効果検証方法について検討を行う。</p> <p>・特別な支援が必要な幼児については、就学前教育施設から小学校への引継資料の統一化を行う。</p>	<p>●</p>	<p>03-3-① (学校教育)</p>	<p>尼崎市立幼稚園教育振興プログラム</p>	<p>就学前教育課</p>						
	④	<p>あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実</p>	<p>中事業</p> <p>特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)</p> <p>・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。</p>	<p>・新型コロナウィルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)</p>	<p>・肢体不自由特別支援学校における児童生徒の障害の重症・重複化は進み、身辺自立の困難な児童生徒が多くなってきており、自立活動の指導の比重は一段と増している。</p> <p>・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>・あまよう特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力をより引き出し、身体機能の維持を目指すとともに、教員の専門性の向上を図り、センター的機能の充実させる。</p>	<p>●</p>	<p>03-2-④ (学校教育)</p>	<p>教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>							
			<p>中事業</p> <p>特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校「心のバリアフリー」推進事業)</p> <p>・児童生徒が人や自然とのふれ合いを通じて、豊かな心情や社会性を養うとともに、自立を目指した知識、技能、態度及び習慣の育成を図る。</p>	<p>・新型コロナウィルス感染症対策のため、日帰りで、豊かな心情や社会性を養うとともに、自立を目指した知識、技能、態度及び習慣の育成を図る。</p>	<p>・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>・障害のある児童生徒や医療的ケア児が、学校生活をはじめ、体験活動や校外行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行えるように努める。</p>	<p>●</p>	<p>03-2-④ (学校教育)</p>	<p>教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>							
			<p>中事業</p> <p>看護師派遣業務委託事業費</p> <p>・登下校及び校内での看護業務の民間医療機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。</p>	<p>・令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、業務の安全性や安定性を目指して事業を実施していた。令和4年度は、学校にできる限り同じ看護師を配置することで、児童生徒の健康状況等について、看護師間の情報共有や引継ぎをより丁寧に行うことができた。また、児童生徒や保護者にとっても、看護師に看護行為をしてもらうことで、安心して登校することができるようになった。</p>	<p>・あまよう特別支援学校では、児童生徒数や人工呼吸器等を使用する児童生徒が増加するとともに、障害の重症化が進んでおり、必要な医療行為も多様化していることから、研修を行うなど看護師の質の向上が不可欠である。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>・あまよう特別支援学校の児童生徒の障害の重症化及び人工呼吸器の管理や医療的ケアの多様化により、一人ひとりの児童生徒のニーズに応じたよりきめ細かな医療行為を行い、児童生徒が安心して、安全な学校生活を送ることができるよう体制整備に取り組む。</p> <p>・令和4年3月策定の「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、市立学校園に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対する医療的ケアの実施及び支援体制の充実に向けて検討を進める。</p>	<p>拡充</p>	<p>●</p>	<p>03-2-④ (学校教育)</p>	<p>教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>						
			<p>中事業</p> <p>スクールバス運転業務委託等事業費</p> <p>・あまよう特別支援学校のスクールバス運転業務の効率化及び児童生徒に対する送迎体制の充実を図るため、スクールバスの運転業務を民間業者に委託及び介護タクシーの使用を実施する。</p> <p>・あまよう特別支援学校が保有するスクールバス4台のうち1台を更新する。</p>	<p>・あまよう特別支援学校のスクールバス運転業務を民間業者等に委託することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒が安全に安心して通学できる体制を整えることができた。</p> <p>・介護タクシーによる送迎体制により、保護者の負担が軽減され、児童生徒もより安全かつ快適に通学することができた。</p>	<p>・現行のスクールバスの老朽化及び2ステップバスであることによる、安全面の確保や介助を行う保護者、教職員の体への負担の面において課題が大きくなっている。また、体温調整が困難な重度身体障害の児童生徒も在籍することから、介護タクシーの併用等も含めて運用を検討する必要がある。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>・経年劣化している2ステップのスクールバスをノンステップバスに更新し、児童生徒及び保護者、教職員の負担軽減を図るとともに、より安全に通学できる体制について検討していく。</p> <p>・人工呼吸器を装着している医療的ケア児及び体格や姿勢保持の観点からバス乗車に負担の大きい児童生徒、バスの運行経路上の理由等がある児童生徒が介護タクシーを登下校に使用している。今後も介護タクシーの必要性は感じているところであり、大型介護タクシーの経費等を含め、介護タクシー及び登下校のスクールバスの適正な台数について検討する。</p>	<p>拡充</p>	<p>●</p>	<p>03-2-④ (学校教育)</p>	<p>教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」</p>	<p>特別支援教育担当</p>						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策3: 療育・教育</p>																			
<p>(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育</p>	④	あまよう特別支援学校の充実・専門性の向上	<p>●市内児童生徒向けの学習会や保護者向けの研修会を充実させるとともに、関係機関との連携による教職員研修の実施、市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。</p>	<p>中事業</p> <p>特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)</p>	<p>・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)</p>	<p>・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。</p>	維持(継続)	<p>・障害のある児童生徒や医療的ケア児が、学校生活をはじめ、体験活動や宿泊行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行えるように努める。</p> <p>・あまよう特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力をより引き出し、身体機能の維持を目指すとともに、教員の専門性の向上を図り、センター的機能の充実させる。</p>							03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当	
	⑤	教職員の専門性の向上	<p>●全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、本市並びに各校園における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職能に応じた特別支援教育に係る研修体系を構築します。</p>	<p>中事業</p> <p>特別支援教育推進事業費(特別支援教育総合推進事業費)</p>	<p>・すべての障害のある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するために、支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及を総合的に進めていく。</p>	<p>・LD,ADHD等の発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒についての理解、啓発及び支援の在り方について、特別支援学校等の巡回相談員が市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に対して巡回相談を行うことにより、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実を図った。</p> <p>・巡回相談:20校園、32回実施。</p>	<p>・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が増加しているとともに、一人ひとりの教育的ニーズが多様化しており、学校園ではそれぞれの教育的ニーズに応じた合理的配慮や基礎となる環境整備の充実が求められている。今後、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実を図るなど、教職員の専門性を向上させる必要がある。</p>	維持(継続)	<p>・「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により基本方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方(インクルーシブ教育推進部会)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に応じた学びの場で適切な教育を受けられるように支援体制を充実させる。</p>						03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当		
	⑤	教職員の専門性の向上	<p>●全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、本市並びに各校園における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職能に応じた特別支援教育に係る研修体系を構築します。</p>	<p>中事業</p> <p>教職員研修事業</p>	<p>・研修体系に基づいた幅広い研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、教員自らが実践的指導力を高めるための自主的研究を推進し、指導力の向上を図る。</p>	<p>・インクルーシブ教育研修講座や特別支援教育コーディネーター研修を実施したことにより、本市の特別支援教育の基本方針やインクルーシブ教育の取組等について理解を図ることができた。</p>	<p>・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加しているが、実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。</p>	変更(新規・拡充・行革)	<p>・引き続き、インクルーシブ教育研修講座、特別支援教育コーディネーター研修を実施するとともに、一部の年次研修においてもインクルーシブ教育に関する内容の研修を位置づけ、特別支援教育やインクルーシブ教育についての理解を深め、実践的な対応力の向上をより一層図る。</p> <p>・学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。</p>	拡充					03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当 学び支援課		
	⑤	教職員の専門性の向上	<p>●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学校園全体で教育を展開するという観点から、各校園において管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援(特設)学級担任を要として校園内研修の充実を図ります。</p>	<p>中事業</p> <p>インクルーシブ教育システム検討事業費</p>	<p>・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等について意見を取り、本市の特別支援教育を推進する。</p>	<p>・令和4年度より特別支援教育検討会議を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等について意見を取り、本市の特別支援教育について協議した。</p>	<p>・支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、関係機関との情報共有、連携を図りながら、個に応じた指導支援を行うことを通じて、誰もが多様性を理解し、尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちを育成する必要がある。また、個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組む必要がある。</p>	変更(新規・拡充・行革)	<p>・特別支援教育検討会議のインクルーシブ教育システム検討部会を全体会と位置づけ、本市の特別支援教育について中長期的な視野に立って協議する。また、検討会議で示された課題や検討事項、方向性を受けて、それぞれの項目においてワーキンググループを構成し、より具体的な協議を進め、本市の特別支援教育をより一層推進する。</p> <p>・特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。</p>	拡充					03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当 学び支援課		
	⑥	特別支援教育についての理解・啓発	<p>●交流及び、共同学習の一層の充実をはじめ、全ての幼児児童生徒が多様性を理解し、尊重し合う共に生きる社会の構成員として、協働して生活する態度を育成します。</p>	<p>その他取組</p> <p>交流及び共同学習 居住地校交流</p>	<p>・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。</p> <p>・特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地校交流を実施することで、居住地域との結びつきを強め、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進する。</p>	<p>・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の教育的ニーズを十分に把握した上で、校内の協力体制を構築し、双方の児童生徒にとって効果的な交流及び共同学習を行った。</p> <p>・コロナ感染症拡大防止の観点から、オンラインなどのICT機器を活用し、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校間で居住地校交流を実施した。</p>	<p>・いくしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。</p>	維持(継続)	<p>・令和5年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。また、教育委員会と特別支援学校と市立小中学校との連携を図り、副次的な学籍及び居住地校交流について理解・啓発に取り組む。</p>								教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当	
	⑥	特別支援教育についての理解・啓発	<p>●本市の特別支援教育の取組を市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信します。</p>	<p>その他取組</p> <p>就学に係る保護者説明会</p>	<p>・保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。</p>	<p>・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。</p>	<p>・いくしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。</p>	維持(継続)	<p>・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。</p>									教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当
⑥	特別支援教育についての理解・啓発	<p>●支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供することにより、特別支援教育への理解と啓発に努めます。</p>	<p>その他取組</p> <p>就学に係る保護者説明会</p>	<p>・保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。</p>	<p>・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。</p>	<p>・いくしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。</p>	維持(継続)	<p>・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。</p>										教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
		実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																			
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																							
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																							
<b>基本施策3: 療育・教育</b>																							
(3) こころの教育・支援	① 学校 教育 の中 での 福祉 教育 の 推進	●障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくります。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。	中事業	こころの教育推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画等との整合を図りつつ、「生命を尊重する心」「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」を重点項目とし、講演会及び校内研修、公開授業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校で実施する講演会のテーマを「生命を尊重する心」「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」とし、情報モラル、多様な性、障害者、性教育等、幅広い分野の講師を招聘し、講演会を行うことができ、児童生徒の自尊感情の向上、規範意識の育成、人権意識の高揚に繋げることができた。</li> <li>コロナ禍において、令和4年度は感染状況を踏まえながら地域住民や保護者を招いての講演会を16校実施した。引き続き機会を捉え地域住民・保護者に啓発を行う。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員に対する校内研修の充実を図るため、研修テーマを「道徳の授業力の向上」に係る研修のみならず、「人権教育の推進」を図るための研修も新たに加えることによって、教職員の道徳の授業力向上及び人権意識の高揚にも努めていく。</li> <li>人権教育を推進する上で、人間らしく生きるために自らの人権についても学ぶ視点をもった事業を行っていく。</li> <li>中学校においては、生徒が在籍3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の3テーマについて学習できるようにする。</li> <li>引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、児童生徒の自己形成や道徳観の形成、人権意識の高揚を図れるような講演会を計画し、より充実した講演会となるためにも各校が招聘した本事業の講師を全校に情報共有しながら事業展開を図っていく。</li> </ul>								03-2-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課				
			中事業	トライやる・ウィーク推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で様々な体験活動を行うことで、共に生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を育成するとともに、地域の人々にも中学生を理解してもらうよい機会とし、地域の教育力を向上させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、各学校が工夫してできる体験活動を5日間行った。</li> <li>参加生徒数:3,138人 活動事業所数:1,057か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標数値の「トライやる・ウィーク」で充実した活動ができたと感じている生徒の割合は中学校全体では81%と、令和3年度より増加しているものの、事業所での活動日数が3日未満の生徒が32.2%いた。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きキャリア教育の観点も踏まえながら、生徒にとって学校の中だけでは経験のできない貴重な体験となるような事業を展開していく。</li> </ul>								03-1-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課			
			中事業	心の教育相談事業費(心の教育相談事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援するとともに、問題を予防して子どもの心身の望ましい発達を促す。また、各学校・園における教育相談体制の充実を図るとともに、教育相談を通じて災害・事故等の心のケアまでの一貫した支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談776件、面接相談2,638件</li> <li>電話・面接相談に占める不登校に関する相談の割合の増加に対して、自立支援員との情報共有を図った結果、学校との連携強化を進めることができた。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同事業の不登校に関する相談に対しては、「ほつとすてつぶ」やサテライト教室との連携に加えて、スクールソーシャルワーカーと自立支援員との合同研修を実施し、さらなる情報共有や連携強化を図り、解決に向けた支援につなげる。</li> </ul>										03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
			中事業	心の教育相談事業費(高等学校カウンセラー派遣事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育臨床心理に関して専門的な技能や識見を有するカウンセラーを市立高等学校へ派遣し、教職員へのカウンセリングに係る研修等を通して、基本的なカウンセリング技能の向上を図るとともに、心に悩みを持つ生徒や保護者の問題解決に係る支援のための教育相談を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に教育相談の体制を設けることで、生徒や保護者の悩みに寄り添うことができた。</li> <li>教職員を対象にしたカウンセリングに係る研修をすることで、教職員の意識を高めることができた。</li> </ul>	—	維持(継続)	—											03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課 高校教育課	
			中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーク推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカー(SSW)が学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子どもの発見や環境改善に係る体制作りを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動校数(小・中・高)55校、ケース数733件</li> <li>SSWと学校との連携強化を図るため、SSW活用研修や成果報告会を実施したことにより、幼・小・中・高の一貫した学校・園の支援体制が一部構築できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全中学校区にSSW1名を配置できているものの、各校区専任での配置には至っていない。</li> <li>相談件数の増加や相談内容の複雑化・多様化に伴って、SSWによる支援を十分に行うことが難しくなりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同事業では、全中学校区へ1名配置しているSSWが緊急課題に対応できるよう、より効率的な配置体制に見直し、迅速な対応を目指す。また、切れ目のない、幼・小・中・高の一貫した学校・園の支援体制構築のさらなる充実を図る。</li> </ul>											03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
			中事業	心の教育相談事業費(匿名報告アプリ活用事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに係る生徒が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリを導入するとともに、いじめの傍観者にならないための授業を全市立中・高等学校で実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録数835件</li> <li>カードの配布等での周知を行ったことにより、高校生の登録件数が微増した。</li> </ul>	—	維持(継続)	—												03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課
	② 教育 相談 の 充実	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	不登校対策事業費(不登校対策推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒への対応力の向上を目的に教職員への研修等を実施するとともに、学校環境適応感尺度「アセス」を活用し、不登校の未然防止や、早期発見・早期対応に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の不登校担当者を対象に研修を実施(72人参加)するとともに、中学校不登校研究協議会との共催による教職員・フリースクール担当者・こども自立支援員・ハートフルフレンド向けの研修を実施(31人参加)することで、不登校児童生徒への理解を深め、組織的・継続的な取組につなげた。</li> <li>登校しにくい、教室で授業を受けることが難しい児童生徒に対して、こども自立支援員による家庭訪問や校内別室における学習支援等を行った。また、「多様性の理解」を深めるため、不登校担当教員を対象に、発達課題や特別な支援が必要な子どもへの理解に関する研修を実施した。さらに、個々の状況に応じた支援を展開していくために、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」を作成し、学校への周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校出現率の増加傾向が全国的に続いており、今後さらに増加していくことが見込まれる。そのため、市が中心となって事業を継続していくことが必須である。</li> <li>学校が不登校児童生徒の状況に応じて、工夫した取組を行っているが、その実践が十分に共有されていない。不登校児童生徒への切れ目ない支援を行っていくため、小学校から中学校への引継ぎや多職種専門家、関係諸機関等との連携体制をより強化していく必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に行っていくため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用していく。さらには、先進事例の視察や有識者会議から知見を得るなど不登校特例校の調査・研究を進め、方向性をまとめる。</li> </ul>										03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
			中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童・生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通じて自尊感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園田学園女子大学と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和4年度:21人)と資質向上を図った。</li> <li>ボランティアスタッフの確保(令和4年21人)と資質向上を図った。</li> </ul>	—	維持(継続)	—										03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
			中事業	不登校対策事業費(こども自立支援活動事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒の自主性・自立性を育むために、社会・文化・自然とふれ合う体験活動を企画運営するとともに、学校関係者が不登校児童生徒に対する理解を深めることを目的とした研究・研修を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験活動を教育支援室3力所で実施(23人参加)し、個々の状況に応じた支援活動を進めることができた。</li> </ul>	—	維持(継続)	—												03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課
			中事業	不登校対策事業費(不登校支援団体ネットワーク会議事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒の背景や原因が、年々、複雑・多様化していることから、多面的なアセスメント及び支援を進めるため、関係機関を結び付けるネットワーク会議を開催し、適切で効果的な取組に繋げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校支援団体ネットワーク会議として、中学校不登校研究協議会と合同研修を行い、問題点の共有等を行った。</li> </ul>	—	維持(継続)	—												03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																			
<b>基本施策3: 療育・教育</b>																			
(3)こころの教育・支援	②教育相談の充実	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	教育支援室運営事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校以外の学びの場や居場所を保障し、不登校児童生徒にとって、より身近な特色ある「教育支援室」を運営するため、教育支援室「ほっとすてっぷEAST」と「ほっとすてっぷWEST」、「ほっとすてっぷSOUTH」、さらには「ほっとすてっぷオンライン」を開設する。</li> <li>3カ所の教育支援室「ほっとすてっぷ」では、不登校児童生徒の強みや興味・関心を踏まえたカリキュラムを作成し、一人ひとりの思いに寄り添った支援を行う。</li> <li>市全域に7つのサテライト教室を設置し、こども自立支援員が不登校児童・生徒の家庭訪問に加えて、学校及びサテライト教室を活用した学習支援や教育相談を実施する。</li> <li>不登校児童生徒への継続的な支援にあたっては、保護者を含めた支援者間の連携がより重要であることから、「不登校の子をもつ親のつどい」を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度、サテライト教室に通う不登校児童生徒は微減(令和3年度61人→令和4年度52人)であった。令和4年度も教育支援室「ほっとすてっぷEAST」(定員40人)と「ほっとすてっぷWEST」(定員20人)、「ほっとすてっぷSOUTH」(定員20人)の3教室は定員を満し、3教室で計81人の支援を行った。</li> <li>令和3年度に設置した「ほっとすてっぷSOUTH」は、利用する不登校児童生徒が増加した(令和3年度14人→令和4年度20人)。</li> <li>「ほっとすてっぷ」やサテライト教室の周知を図るために、「不登校ポータルサイト」を作成し発信した。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒の実態を把握し、未然防止を図るとともに、個々の状況に応じ不登校児童生徒への支援を行うため、「ほっとすてっぷEAST」「ほっとすてっぷWEST」「ほっとすてっぷSOUTH」「ほっとすてっぷオンライン」の運営を継続する。</li> <li>教育支援室、サテライト教室に登録された児童・生徒が、継続して通級しやすいように環境の整備を行い、学校と緊密に情報共有を行うことによって、教育支援室とサテライト教室、学校が連携しながら継続的・組織的な支援を実施していく。</li> </ul>	拡充	拡充	●	●	03-2-③(学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課			
			中事業	学校支援専門家派遣事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校が抱える児童生徒等の様々な問題に対応するため、専門的視点から支援を行うアドバイザーを派遣し、課題の早期解決を図ることに資する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の専門家派遣回数は57回であり、相談事案が改善した割合は74%であった。</li> <li>医療分野の専門家からは、発達に特性のある児童生徒に係る専門的な指導助言を受けることができ、対応方法や今後予想される課題についての理解を深めることができた。</li> <li>教育分野や心理分野の専門家については派遣回数が少なかったため、いじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等に関する指導助言や校内研修など、派遣校での相談事例を紹介・横展開することで、重大事案等の未然防止に寄与する。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応や保護者対応の他、昨今では発達に特性のある生徒への対応や不登校傾向にある児童生徒の事例研究、自死予防教育等に係る相談事例も増加傾向にある。こうした状況に対応していくため、各分野の専門家派遣体制を拡充し、学校園の支援を行っていく。</li> </ul>			●		03-2-③(学校教育)	教育振興基本計画	いじめ防止生徒指導担当			
			中事業	ユース相談支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市内在住の中学3年生から概ね29歳までの、ひきこもり状態やそれに近い状態にある、青少年及び家族に対して、重篤なひきこもりに陥らないよう、アウトリーチによる相談支援、当事者会、家族会などの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度における事業申請件数は26件であり、令和2年1月から令和5年3月末までの事業申請件数は延べ105件となった。委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を38回、家族交流会を7回、啓発事業を1回開催した。</li> <li>令和4年度は各地域課や社会福祉協議会の協力を得て、市民向けのユース相談支援事業の説明を各地区で実施し、ユース相談支援事業の認知度を高める取り組みを新たに実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、ひきこもり状態も比較的重篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが課題である。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に引き続き、地域課やこども教育支援課などと協力し、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やし、事業申請に繋がれるようにする。</li> <li>令和5年度は既存の連携機関に加えて、重層的支援推進事業やひきこもり等支援事業等との連携により、また事業に繋がっていない対象者に対して支援が届けられるように周知啓発に努める。</li> </ul>	拡充		●	●	04-3-④(子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	こども相談支援課			



尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策4: 雇用・就労</p>																				
① 就労に関する支援・相談体制等の充実 (1)雇用機会	●障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着などを支援するサービス(就労移行支援、就労定着支援)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費	●障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。	●就労系サービスの利用者数は令和3年度の1,542人から令和4年度は1,660人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに対応できている。	—	維持(継続)	—	—	—	—	—	—	—	—	06-2-② (障害者支援)	障害福祉計画	障害福祉政策担当		
		中事業	身体障害者更生訓練費給付事業費	●障害者が就労または機能回復のための訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は通所に必要な経費を支給する。	●コロナ禍により延べ利用者数は前年度と比較して減少しているが、身体障害者の社会復帰の促進や経済的な負担軽減を図ることができた。(延べ利用者数33人)	—	維持(継続)	●訓練に必要な経費の支給により、社会復帰の促進を図るため今後も継続して実施する。	●	—	—	—	—	—	—	06-2-② (障害者支援)	—	障害福祉課		
		中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	●就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。	●委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても20人が一般就労につながった。	—	維持(継続)	●障害者の就労支援にあたっては、法改正により今後新たに創設されるサービスへの対応等も含め、引き続き多様な就労ニーズにも対応していけるよう、「障害者就労・生活支援センターみのり」の役割や機能の再整理を進めていく。	●	●	—	—	—	—	—	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
		中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	●就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。	●「就労支援ネットワーク会議」をより効果的な開催へと見直すため、現行開催を一時休止し、委託就労支援機関や参画メンバーと現状課題の協議・検討を行い、今後の進め方を整理した。	—	維持(継続)	●「就労支援ネットワーク会議」の効果的な運営に向けては、委託就労支援機関と阪神南障害者就労・生活支援センターを中心に再開後の運営を行うとともに、福祉的就労(就労継続支援)事業所の会議への参加意向や支援ニーズ等の把握も進めながら、段階的に会議の参画事業所(サービス)を増やしていく。	●	●	—	—	—	—	—	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
		中事業	障害者雇用推進等事業費(ハートフルオフィスup×3(アップスリー))	●「障害者活躍推進計画」の取組項目「障害特性に応じた多様な形態での任用」として始めた尼崎市版チャレンジ雇用で、会計年度任用職員(非常勤事務補助員)として任用された障害者「スタッフ」が、ジョブコーチの支援を受けながら、アウトソーシング等になじまず市内各課に残る単純定型業務(封入作業、PC入力、書類スキャン等)を行う。	●市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」において10人を雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組んだ。 ●令和5年6月現在15名を任用している。(R3:7名、R4:10名、R5:15名) ●職員向け広報物「up×3 NEWS(アップスリーニュース)」によるPR(11月)を行った。 ●障害者雇用率(R4:2.69%)	●市役所における障害者雇用にあたっては、精神障害により体調面に不安があるため出勤が安定しにくい職員への一層の配慮・対応のほか、今後予定される法定雇用率の引き上げ(現行:2.6%、R6:2.8%、R8:3.0%)等も考慮した取組としていかなければならない。	●「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を18人に増員し、法定雇用率の引き上げを想定して、計画的に採用していく。 ●up×3スタッフを市内の各職場へ派遣する「各課配置」の実施 ●出勤が安定しないスタッフについては、引き続きジョブコーチ等職員が家族や就労支援・医療機関の支援者と連携するなどして、就労が継続できるよう支援していく。	●	●	—	—	—	—	—	—	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当		
		中事業	障害者雇用推進等事業費(障害のある職員の職業生活相談窓口の運用)	●障害のある職員等の職業生活に係る相談事等について、障害者雇用促進法で定める「障害者職業生活相談員」が関係部署等と連携しながら対応する。	●障害のある職員の職業生活相談窓口を令和3年10月に開設した(R3相談件数:7件、R4:7件)。	—	維持(継続)	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当
		中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者活躍推進研修(職員研修)の実施)	●職員の合理的配慮の理解の浸透をテーマに研修を行う。	●障害者活躍推進研修では、全所属長に課長補佐・係長級職員を加え、合理的配慮をテーマに30分の講義を行った(動画)。 ●「メンタルヘルス及び合理的配慮研修」では、「大人の発達障害」をテーマに本市産業医が基本的知識について講義を行った(動画)。 ●障害者週間(12/3-9)に合わせ、合理的配慮の事例を5日連続で庁内電子掲示板に掲載した。	●障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当
		中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労チャレンジ事業)	●市役所において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。	●臨時的任用職員(チャレンジャー)として雇用し、就労実習などの支援を行う。	●「障害者就労チャレンジ事業」でも9人を短期雇用し、就労実習を行った。	—	変更(新規・拡充・行革)	●「障害者就労チャレンジ事業」では近年就労系サービス事業所が大幅に増えるなど就労の機会や支援の場が充足し、当該事業の目的や役割が概ね達せられたため、令和4年度をもって終了する。	●	●	—	—	—	—	—	—	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(しごと部会)	●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「あまのしごと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。場を図るとともに、一般就労の促進につなげます。	●尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	●新型コロナ感染拡大防止の為にビデオ通話サービスを活用する等開催手法を工夫し、フォーラム等を開催できた。	—	維持(継続)	●自立支援協議会の開催にあたっては、運営面での負担軽減に向けて、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めていく。	●	—	—	—	—	—	—	—	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策				中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																		
<b>基本理念</b> ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																					
<b>基本施策4: 雇用・就労</b>																					
(1) 雇用機会 理解の促進	②	●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度の障害のある人の雇用促進に取り組む「阪神友愛食品(株)」への支援を行います。	その他取組	各種助成制度や施設内等の周知	・庁内関係課およびハローワーク等の外部の関係機関と連携して、各種助成制度や施設内等の普及啓発に努める。	—	—	維持(継続)	・今後も継続して実施する。										しごと支援課		
		●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組めます。	その他取組	「阪神友愛食品(株)」関係事務	—	・知的障害者(児)の職場適応能力を向上させることを目的とした能力開発センターの募集周知を行うほか、生活協同組合コープこうべや兵庫県、阪神7市1町で構成されている取締役等に参加するなどし、就労支援に係る情報提供を行っている。	—	—	維持(継続)	—										障害者計画	障害福祉政策担当
	①	多様な形態での就労支援	●一般就労が困難な障害のある人への福祉的就労を支援するため、生産活動など働く機会の提供や、それらの活動に必要な知識や能力の向上等を支援するサービス(就労継続支援A型・B型)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和4年度は1,660人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきている。	—	維持(継続)	—								11-3-② (地域経済・雇用就労)	雇用計画	しごと支援課	
			●新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減収している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業に係る経費を助成する。	中事業	生産活動拡大支援事業費	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減収している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業に係る経費を助成する。	・令和3年度は3法人3事業所に対して、生産活動の拡大に向けて必要な経費を助成することで、コロナ禍における事業所の受注機会の拡大等につながっており、利用者に対する就労支援(賃金・工賃の維持)に寄与した。	—	廃止	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分として創設された国庫補助事業(令和3年度補正予算)であるため、今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。								06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
			●障害者の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	地域活動支援センター事業補助金	・地域活動支援センターの運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用が可能な地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保ができた。	・地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあることもあり利用人数はほぼ横ばいであるが、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供でき、多様な活動の場の確保に向けて、運営を支援していく必要がある。	維持(継続)	・地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。									06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
			●障害者の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	障害者小規模作業所運営費等補助金	・小規模作業所の運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用が可能な小規模作業所は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しており、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保ができた。 ・作業所や利用者の意向等を丁寧に聞き取り協議・調整を進めた結果、全ての作業所が法内施設(地域活動支援センターなど)への移行を希望していることが確認できた。	・令和3年12月に兵庫県の「行財政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額されて、令和7年度で廃止されることとなった。	維持(継続)	・本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うとともに、本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。 ・法内施設への円滑な移行に向けて、引き続き、具体的な進め方や対応策の協議・調整を進めていく。		行革							06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
②	販路拡大等の支援	●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。	その他取組	「障害者優先調達推進法」関係事務	・リストの更新 ・特定随意契約の業者選定など	・令和4年度契約実績 6件	—	維持(継続)	—								06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
		●障害者就労施設等の受注機会の確保や販路の拡大につなげるため、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用した広報・販売促進活動や共同受注(発注企業と受注施設のマッチングなど)に取り組めます。また、企業イベントへの出店や市役所内での販売会「にうえるフェア」を定期的に開催します。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労施設等販路開拓事業)	・障害者就労施設等の製品等の販路開拓に向けた支援を行う。	・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の機会が少ない中、庁内販売「にうえるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(16社・21件)から29施設への契約に結び付けた。障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。	—	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、法改正により新たに創設されるサービス(就労選択支援)への対応等も含め、引き続き多様な就労ニーズにも対応していけるよう、委託就労支援機関の役割や機能の再整理を進めていく。また、「就労支援ネットワーク会議」の効果的な運営に向けては、委託就労支援機関と阪神南障害者就労・生活支援センターを中心に再開後の運営を行うとともに、福祉的就労(就労継続支援)事業所の会議への参加意向や支援ニーズ等の把握も進めながら、段階的に会議の参画事業所(サービス)を増やしていく。							06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策				中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																				
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																				
<b>基本施策5: 生活環境、移動・交通</b>																				
(1) 生活環境	① 住まいの確保等	●グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めるほか、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価に取組み、開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。また、グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。	中事業	グループホーム等新規開設サポート事業費	・市内にグループホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、開設時に必要な初年度備品や住居の借り上げ等に要する初期経費、消防設備(自動火災報知設備等)の設置経費の一部を助成し、新規開設の促進を図る。	・グループホームの整備促進に向け、令和4年度は市内にグループホーム等を開設する7事業者に対し、開設経費の一部を補助することで、グループホーム7ホーム(37定員)の新規開設の促進を図ることができた。 ・市内グループホームの定員数は、令和2年度の497人から令和4年度は638人と着実に増加しており、第4期障害者計画の目標値に対して約91%の実績となっている。 ・障害者団体や事業所への調査を基にグループホームの整備方策をまとめ、それを踏まえて障害者施設のバリアフリー改修の補助制度を創設した。	・グループホームの利用者や市内定員数は着実に増加しているが、重度(障害支援区分4~6)の利用者の割合は4割程度(令和4年3月時点: 39.4%)となっている。	変更(新規・拡充・行革)	・グループホームの整備促進や障害者の重度化・高齢化への対応に向けては、整備方策でまとめた課題や取組等に基づき、引き続き既存の開設補助制度を有効に活用するほか、指定事業所ネットワーク会議等において新たに創設したバリアフリー改修等の補助制度の周知やニーズ把握を進めながら、重度障害者の利用率の向上へとつなげていく。	拡充					●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	
			中事業	社会福祉施設等施設整備費補助金(日中支援型のグループホーム)	・国の補助事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を優先した整備の促進を図る。	・令和4年度は補助対象時御者募集を実施しなかったが、日中支援型のグループホームの支援状況と評価について運営法人との協議を進めるなど重度化・高齢化への対応を進めた。			維持(継続)	・各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、対象施設の類型の整理を含め、更なる整備を検討していく。						●		06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
			中事業	障害者安心生活支援事業費	●障害のある人の地域移行や日常生活上の様々な困りごとに対し、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、安心した地域生活を支援します。この拠点機能の中核を担う「リ・くらしサポートセンター」が中心となり、地域生活を支援する指定事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、グループホーム等の利用状況の把握・公表や課題の共有、連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊急時の受け入れ・対応も行うなど、地域の生活支援体制の充実に取り組めます。	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・グループホームの利用者数は、令和3年度の392人から令和3年度は437人と着実に増加しており、第6期障害福祉計画の目標値に達する100%の実績となっている。 ・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、Web会議を活用し、コロナ禍における活動の工夫や、感染症対策についてなど計5回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、虚待防止についてなど感染予防対策を実施しながら対面で2回開催し、意見交換と情報共有を図った。	－	－	維持(継続)	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、グループホーム及び短期入所並びに生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。					●		06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
			その他取組	－	●市営住宅の入居者募集時に設けている障害のある人等の優先枠方式を継続します。また、障害のある人の居住の安定の確保に向け、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、民間団体や事業者等による居住支援の充実を図るとともに、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行います。	－	－	－	－	維持(継続)	・市営住宅の入居者募集時に設けている障害のある人等の優先枠方式を継続する。									障害福祉計画 障害者計画
その他取組	セーフティネット住宅関連事務	・高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者のセーフティネット住宅登録数が、市内で162棟入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録制度の普及を図る。	・セーフティネット住宅登録数が、市内で1407戸(令和5年3月末)で登録戸数が増加している。	・セーフティネット住宅の登録数は増加しているが、実態は大手賃貸住宅事業者の一社登録であり、他の賃貸住宅事業者に対しても登録してもらいように働きかけることが課題である。	－	－	維持(継続)	・引き続き、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行う。										住まいと暮らしのための計画	住宅政策課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策5: 生活環境、移動・交通</p>																				
(1) 生活環境	② 住宅のバリアフリー化		●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の建替えやエレベーター設置に取り組みなど、バリアフリー化を図ります。	中事業	市営住宅建替等事業費	・市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業並びに尼崎市営住宅建替等基本計画に基づく常光寺周辺地区及び塚口・上食満・口田中地区の建替事業を進める。また、同計画に基づく耐震改修工事、エレベーター設置工事等や、廃止する市営住宅の入居者を対象に他の市営住宅等への住み替えを進める。	・宮ノ北住宅建替事業が完了した。また、今後の円滑な建替えに向け、対象になっている入居者に対し、他の市営住宅への住み替え希望の調査を実施し、早期移転に向けた取組を進めた。	—	維持(継続)	—							13-2-① (都市機能・住環境)	住まいと暮らしのための計画	住宅整備担当	
			●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する支援を行います。	中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用器具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額を整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。	—	維持(継続)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。 ・当該制度について、市報やホームページへの掲載のほか、当事者団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めながら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に給付できるよう取り組んでいく。	拡充						06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	
				中事業	住宅改修支援事業費	・高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改修に関して、相談及び助言を行うとともに、改修経費の一部を助成する。	・要支援・要介護状態等になっても、住み慣れた自宅を安心して自立した生活を送ることができるよう、段差解消や手すりの設置等を行うなど高齢者等に対応した改修等に要する経費の助成を行っており、生活支援サービスの充実を図ることができている。	—	維持(継続)	・高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、住まいの改良相談チームを通じて、それぞれの身体状況に応じた住宅改修の相談や助言を行っている。							07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齢介護課	
	③ 公共施設等のバリアフリー化		●「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、順次、各施設の詳細調査を行い、改修工事を実施している。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。									行政運営3-3-②	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理計画	公共施設保全担当
			●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共・民間建築物や道路、公園等の施設のバリアフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。	その他取組	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく審査等の事務	・兵庫県福祉のまちづくり条例では公益的施設、公共施設、共同住宅等の施設を特定施設と定義し、それらの構造及び設備の整備について必要な基準を特定施設整備基準として定めている。特定施設の建築等(公益的施設、共同住宅等の建築、大規模の修繕・模様替え、用途の変更、公共施設の新設、改築等)をしようとする者に対し、特定施設整備基準の遵守義務及び市長への届出義務を課し、知事は届出に基づく指導・助言、完了検査を行う。	・特定施設の建築等で市長への届出義務が発生する建築物の事業者は、高齢者が利用しやすいものにするため、特定施設整備基準に適合する計画とするよう指導を行っている。	—	維持(継続)	—										建築指導課
				中事業	道路橋りょう維持管理事業費	・市民に安全で快適な道路施設を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな道路整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでいる。	・既存の道路施設については、原状回復の修繕が基本の対応となっており、バリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多くある。一方で改修予算にも限りがある状況であるため、今後新たに整備される道路以外の施設更新についても検討していく必要がある。	維持(継続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け隔てなく利用できる道路の整備を行う。 ・視覚障害者のために、踏切内の安全対策としてエスコートゾーンの設置に向けて、鉄道事業者と協議・検討していく。								13-3-① (都市機能・住環境)		道路維持担当
				中事業	公園維持管理事業費	・市民に安全で快適な公園及び子ども広場等を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな公園整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでおり、令和4(2022)年度には、常光寺川緑地改修工事において、歩道出入口の段差解消を行った。	・既存の施設や遊具については、原状回復の修繕が基本の対応となっており、バリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多くある。一方で改修予算にも限りがある状況であるため、今後新たに整備される公園以外の施設更新についても検討していく必要がある。	維持(継続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け隔てなく遊べたり、利用できる公園のインクルーシブな公園について研究を行うと同時に老朽化した公園遊具の更新に伴わせ、まずは、ブランコの一部を誰もが遊ぶことができるインクルーシブな遊具に改修し、その使われ方を評価する中で、今後の遊具の選定方法について検討していく。								13-2-① (都市機能・住環境)		公園維持課
		●公共施設の整備の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保など、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、順次、各施設の詳細調査を行い、改修工事を実施している。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。									行政運営3-3-②	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理計画	公共施設保全担当
			その他取組	公共施設マネジメントの着実な推進	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針に掲げる3つの方針(①再編、②予防保全、③効率的・効果的な運営)に基づき、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指す。	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」等の各種計画に基づいた具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を丁寧・伺いながら、バリアフリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。	・公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう取組を丁寧に進めていく必要がある。	維持(継続)	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」等の各種計画で示した内容やスケジュールに基づき、市民・利用者の意見を丁寧・聴取しながら、着実に取組を推進する。									行政運営3-3-①	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理計画	ファンリティマネジメント推進担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名
		実施の方向性	取組項目	取組内容(第4期)															
<b>基本理念</b> ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																			
<b>基本施策5: 生活環境、移動・交通</b>																			
(2) 移動環境	① 公共交通機関の整備等	●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の充実に向け、「尼崎市地域交通計画」に基づき、駅やその周辺のバリアフリー化など公共交通利用環境のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組みます。	中事業	交通政策推進事業費(公共交通利用環境向上支援補助金)	・尼崎市域を運行する公共交通事業者が利用者等の安全性や利便性の向上を図るために実施する取組を支援するため、それに要する経費に対し補助金を交付する。	・公共交通利用者等の安全性や利便性の向上に寄与している。	—	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、公共交通事業者利用者等の安全性や利便性の向上を図る。	●	13-3-① (都市機能・住環境)	地域交通計画	都市戦略推進担当						
			中事業	道路橋りょう維持管理事業等	・道路工事の際に歩道のバリアフリー化等を実施	・鉄道駅の徒歩圏(半径800m)において歩道のバリアフリー化等を実施	—	維持(継続)	・引き続き、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組む。		13-3-① (都市機能・住環境)	地域交通計画	都市戦略推進担当						
			その他取組	兵庫ゆずりあい駐車場制度	・障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する。	・令和4年度 交付枚数:572人	—	維持(継続)	・引き続き、窓口等において、必要と思われる方への制度の案内等を行い、適正な利用を図る。				障害者計画	福祉局 企画管理課					
		② 外出に係る支援	●障害のある人の地域での移動を支援するため、乗合自動車(バス)特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用料助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。	中事業	乗合自動車特別乗車証交付事業費	・市内に住所を有し、身体障害者手帳(1~4級に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳を所持する者に対し、市内の停留所で乗車し降車する場合に限り無料で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付する。	・引き続き、令和4年度は交付枚数は増加し、バスの利用(負担金)は令和3年度に比べ約5.8%の増であり、コロナ禍の影響から緩やかな回復となっている。 ・乗合自動車特別乗車証交付事業は、高齢者移送サービス事業や福祉タクシー利用料助成事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、交付枚数は増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、障害者等の社会参加の促進を図ることができた。	—	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、障害者等の社会参加の促進を図る。 ・令和5年度9月から阪神バス等が市内路線バス運賃の値上げを予定しているが、引き続き無料で乗車できるよう助成額を増額する。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	福祉課					
				中事業	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	・対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。	・福祉タクシー利用料助成事業は、バス特別乗車証や高齢者移送サービス事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、助成件数は平成29年度以降減少傾向にあり、特にコロナ禍における外出自粛の影響により、令和2年度以降は大幅に減少しているが、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができている。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を支援するために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課					
				中事業	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	・対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証(有効期間1年)を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。	・リフト付自動車派遣事業は、乗合自動車特別乗車証や高齢者バス運賃助成制度、高齢者移送サービス事業、福祉タクシー利用料助成事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、コロナ禍における外出自粛の影響により、令和2年度は例年と比較して減少したが、年次推移としては増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を支援するために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課					
				中事業	自動車運転免許取得・改造助成事業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。	・利用者件数は、年度ごとに増減はあるものの、毎年一定程度の利用があり、身体障害者の活動範囲を拡大し、生活の向上を図ることに寄与している。	・身体障害者の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・身体障害者の社会参加の促進を図るために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課					
				中事業	障害者(児)移動支援事業費	・在宅障害者(児)が指定事業者からガイドヘルプサービスを受けた場合、それに係る費用の一部を事業者へ支給する。	・延べ利用者数については、前年度と比較して横ばいとなっているが、コロナ禍においても障害のある人への外出支援として、自立生活等の促進に寄与した。 ※利用状況については、障害福祉計画で進捗管理 <令和4年度実績 利用者数14,894人>	—	維持(継続)	・地域で暮らすために必要な外出支援を確保するため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課 障害福祉政策担当					
				その他取組	同行援護の運用見直し	—	・視覚障害のある人の外出支援サービスについては、令和4年4月に利用者・事業者向け説明会を開催するなど分かりやすい申請手続きと丁寧な窓口対応に努め、当事者ニーズに即した運用見直し(同行援護と通院等介助の一本化)を同年9月から開始することができた。	—	維持(継続)	—	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																				
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																				
<b>基本施策6: 生涯学習活動</b>																				
(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)	① 施設の整備・改善	●障害のある人が生涯学習活動を通じて、地域での交流や健康の増進、教養の向上を図れるよう、誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めます。	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、順次、各施設の詳細調査を行い、改修工事を実施している。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。								行政運営3-3-②	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理計画	公共施設保全担当	
			その他取組	公共施設マネジメントの着実な推進	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針に掲げる3つの方針(①再編、②予防保全、③効率的・効果的な運営)に基づき、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指す。	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」等の各種計画に基づいた具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を丁寧に伺いながら、バリアフリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。	・公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう取組を丁寧に進めていく必要がある。	維持(継続)	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」等の各種計画で示した内容やスケジュールに基づき、市民・利用者の意見を丁寧に聴取しながら、着実に取組を推進する。									行政運営3-3-①	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理計画	ファシリティマネジメント推進担当
			中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	●障害のある人同士の交流活動の場である「身体障害者福祉会館」の老朽化に対応するため、「尼崎市教育・障害福祉センター」への施設移転を進めます。移転にあたっては、バリアフリー改修や情報支援に係る機器の導入、併設施設(身体障害者福祉センターなど)と連携した事業運営を行うなどし、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組めます。	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備を進める。	・指定管理者(尼崎市身体障害者連盟福祉協会)と移転後の身体障害者福祉会館に設置する情報支援機器や運営の変更点等について協議するほか、令和4年7月に団体会員等を対象とした利用者説明会を開催するなど丁寧に調整を進め、同年8月から新会館の運営を開始した。移転後は施設の利便性が向上したこともあり、他の障害者団体や一般の利用も増えている。	・新会館の新規利用者は増えているものの、コロナ禍が続く中、施設の利用制限をかけていたことも影響し、全体の利用者数は大きく伸びていない。	維持(継続)	・新会館の利用者数や自発的活動支援事業の申請団体の増加に向けては、情報支援機器の設置等により、新会館の利便性が向上したことを地域で活動する障害のある人等に周知していくとともに、各生涯学習プラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動や事業から、障害当事者による自主的な活動へつなげていく手法等について、各施設の関係者や自立支援協議会(あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討していく。						新規			06-2-④ (障害者支援)	障害者計画

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策6: 生涯学習活動</p>																			
<p>(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)</p> <p>② 活動機会・環境の充実</p>	<p>●障害のある人が気軽に生涯学習活動を行うことができるよう、創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する「身体障害者福祉センター」と「身体障害者福祉会館」の運営を行います。また、地域の関係機関(地域振興センター、社会福祉協議会など)や団体等と連携して、生涯学習プラザなど地域で行われる様々な学習活動の情報を発信し、その環境づくりに努めます。</p>	<p>中事業</p> <p>中央地区学びと活動推進事業</p>	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・難波の梅(旧北難波)小学校には市内の聴覚障害を持つ子どもが入学している「こぼと学級(聴覚障害者のクラス)」があり、尼崎ろうあ協会と協力して、学校が休みになる夏休みに地域の子どもと一緒に参加して手話に触れ、聴覚障害を身近に感じてもらう機会を作った。(講師:尼崎ろうあ協会)</p> <p>「夏休み楽しい子ども手話教室」(R4(2022)/8/1~3)</p> <p>・「あまよう特別支援学校(旧尼崎養護学校)」の卒業生で、元日本代表アスリート、前兵庫県ポッチャ協会代表の方をお呼びし、講話とユニバーサルスポーツ「ポッチャ」のルール説明、実技指導を通して、健常者と障害のある方との交流と相互理解の機会を作った。</p> <p>「ユニバーサルスポーツ「ポッチャ」を楽しもう！」(R5(2023)2/14)</p>	<p>—</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>・市民の人権意識の醸成に向け、引き続きダイバーシティ推進課をはじめ他課との連携を図りながら、人権研修を実施していく。</p>	●	01-1-① (地域コミュニティ・学び)	中央地域課									
		<p>中事業</p> <p>小田地区学びと活動推進事業</p>	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・市民発意による企画で、視覚障害を待ちながらアメリカや日本でのプロのジャズミュージシャンとして活躍する方によるアメリカでの生活や失明して変わったことなどこれまで歩んできた人生についてのお話やジャズ演奏を行った。音楽を通じ障害について考える機会となった。</p> <p>【佐藤公淳(Ts) From Tokyoトーク&amp;ミニジャズライブ】</p> <p>・尼崎市のインクルーシブ教育システムについて知り、意見交換がしたいという市民発意の企画により、教育委員会特別支援教育担当による講座と、グループに分かれ市職員や参加者と質疑応答や意見交換を行った。びあテラスと共催。</p> <p>【インクルーシブ教育について学ぼう! 話そう!】</p> <p>・小学校で支援学級担任や特別支援コーディネーターを経験された先生を招き、就学前に感じている不安や疑問について話し合い、質問ができる機会をつくることで、子育てに対する負担軽減となつるとともに、保護者同士のつながりが生まれることを目的として行った。びあテラスと共催。</p> <p>【就学についてのお話会】</p> <p>・競技や障害への理解を深めることを目的に、スポーツ振興事業団と共催で夏休みに親子でバラスポーツ(車いすバスケットやポッチャ)体験を行った。</p> <p>【苦手克服&amp;バラスポーツ体験】</p> <p>・健常者から車椅子生活に変わり様々な困難にぶつかった経験から、だれもが当たり前前に助け合いのできる誰も孤立しないまちにしたい、という市民発意の企画で車椅子ユーザーの実態や手助け方法などを知ってもらう講座を行った。</p> <p>【尼崎バリアフリー部車椅子サポーター基本講座】</p>	<p>・単発の講座実施で終わらせることなく、継続的な課題解決への取組につなげていくことが課題となる。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>・多様な主体や地域と関わりながら、障害に関する理解の促進・啓発に資する講座等を実施していく。</p>	●	01-1-① (地域コミュニティ・学び)	小田地域課									
		<p>中事業</p> <p>立花地区学びと活動推進事業費</p>	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・バラスリートとして社会の第一線で活躍されている田尾氏を講師に迎え、その生き様や経験、喜びや厳しさについて学ぶことを目的としている。立花地区の小学生対象に講話と体験(視覚障害者へのサポート体験)を行い、障害に対する理解を深め、また障害を抱えていても夢を探し諦めず努力する尊さを子どもたちに伝える機会となった。</p> <p>【生き方探求キャリア教育「夢を探し続けて」】</p> <p>・尼崎で「ふくる」というチャリティショップを運営している障害者支援団体等と連携し、立花南生涯学習プラザを会場として行ったイベント。ヨーロッパで多く見られる「チャリティショップ」のしくみ(できることを出し合うことで社会課題の解決に寄与できること)について学んだ後、ファッションをきっかけとして楽しみながら、車いすの方と健常者同士が互いにコーディネートし合うなど交流につながった。</p> <p>【「チャリティショップdeコーデバトル」】</p> <p>・夏休み中の小・中・高生の生徒を対象に手話講座を実施し、コミュニケーションの手段や仕方を学ぶきっかけとなった。</p> <p>【たちはなのマナビバ! (夏休み子ども手話教室)】</p> <p>・公益社団法人尼崎人権啓発協会と連携し、障害者への理解を深めるため元パラリンピック競泳選手かつ善手の看護師としても活動していた講師を迎え講演会を行った。また、義肢について広く知ってもらうため、義肢装具士を養成する専門学校との協力のもと、義肢に触れ理解を深める経験となった。</p> <p>【じんけんスタディツアー「あきらめない心」】</p>	<p>・障害のある人への理解を深め、お互いを尊重し合う関係づくりが必要であり、そのためにはお互いが知り合う機会を提供していく必要がある。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>・障害のある人が地域で自分らしく過ごしていくことができるよう、身近な地域で住民と障害のある人がともに学ぶことのできる場を提供していく。</p>	●	01-1-② (地域コミュニティ・学び)	立花地域課									

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策6: 生涯学習活動</p>																		
<p>(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)</p> <p>② 活動機会・環境の充実</p>			<p>●障害のある人が気軽に生涯学習活動を行うことができるよう、創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する「身体障害者福祉センター」と「身体障害者福祉会館」の運営を行います。また、地域の関係機関(地域振興センター、社会福祉協議会など)や団体等と連携して、生涯学習プラザなど地域で行われる様々な学習活動の情報を発信し、その環境づくりに努めます。</p>	中事業	武庫地区学びと活動推進事業費	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・在日韓国人3世とSMA(脊髄性筋萎縮症)2型という異なるマイノリティー性を持つ2人のゲストから人生経験やマイノリティーとしての共通点、時と場合によりマジョリティーとマイノリティーが入れ替わることを学び、日常の中にある常識や当たり前という価値観が誰しも同じではないことに気づき、多様な未来を考えるきっかけの場となった。【人権・平和学習推進事業「となりのマイノリティーさん〜常識」を考えてみる編〜】</p> <p>・武庫地域に在住・在学・在勤の市民による実行委員会を中心に、地域の方がそれぞれの得意分野を教えることで学習機会を広げ、地域で活躍する方同士の出会いの場となる「オトナのまなびバル」を実施。障害がある方々の活動を知ってもらう機会を作りたいとの市民の声を受け、障害がある方が制作したアート作品を展示し、参加者が作品を見て交流してもらうことで障害者への理解を深めた。</p> <p>【オトナのまなびバル】</p> <p>・手話は専門的な知識がないとわからないもの、難しいもの、という固定観念を多くの人々が持っているが、実際は身振り手振りで伝えることができたり、ごくごく簡単な手話でコミュニケーションをとることもできることを遊びを通じて簡単な手話を学び、手話に親しみを持つことができた。</p> <p>【夏休みの子ども向け連続講座「MIT(むこっ子行きたくなる短期大学)で「手話であそぼ〜歌と手話劇と、時々、絵本〜】</p> <p>・手話を通じて、聞こえる人と聞こえない人のコミュニケーションが生まれた。</p> <p>【地域力創生事業「手話の入門講座・交流会「mukoキャンパスみんなの手話学習会SAM(sign language amagasaki muko)」】</p> <p>・『みんなのホームルーム』に集った地域住民の発意により、様々なジャンルの音楽を参加メンバーがリレー方式で順番に披露するイベントを実施した。地域課が勧誘した中には、参加者どうしの横のつながりをもっと持ちたいという障害者のグループホームや発達障害、視覚障害がある方の出演有志もあり、参加者のインクルーシブな交流にもつながった。(参加者214名)</p> <p>【みんなで行こう！リレーコンサートinゆやけプラザ】</p>	<p>・時世を捉えたテーマで誰もが参加でき、自分ごととして捉え考えられる講座を市民運動推進協議会と作りあげていく工夫が必要である。</p>	維持(継続)	<p>・地域課題や地域住民が、どういった地域としていきたいのかといったニーズを様々な会合での声を集めて把握し、関係機関と協力しながら「人権」について親しみやすい表題や内容となるような身近な地域での学びの場を提供していく。</p>							01-1-② (地域コミュニティ・学び)	武庫地域課
					中事業	園田地区学びと活動推進事業費	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・地区内NPO法人の発意により、社会福祉法人が運営する美術館などを見学するお出かけ事業を実施した。地域と一緒に暮らす住民として障害のある方の暮らしを自分事としてとらえる機会となり、参加者同士で見学した内容や感想を共有しあうことで、更なる学びの機会とすることができ、その後も継続的に地域課の事業に参加していただけの関係を築くことができた。</p> <p>【しょうがいある人のくらしとアートをめぐる会】</p> <p>・ハンセン病問題を考える尼崎市民の会とともに、療養所名誉園長の講演会と1カ月間のパネル展を実施。</p> <p>【ハンセン病問題ってなに？共に学ぼう】</p> <p>・小学生を対象にコミュニケーションとして手話を学び、聴覚障がい者との交流を行った。【小学生のためのやさしい手話講座】</p> <p>・聞こえない人の生活・気持ちをテーマとしたDVD上映会を実施した。【人権問題市民啓発映画会(ハートフルシネマ)】</p>	—	維持(継続)	<p>・多様な主体や地域と連携しながら、障害に関する理解の促進、啓発に資する講座等を実施していく。</p> <p>・講座等を単発で終わらせるのではなく、より深い学びになるよう参加者アンケートでの意見等を踏まえた講座を企画する。</p>						01-1-② (地域コミュニティ・学び)	園田地域課
					中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	<p>・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業</p> <p>・利用者の自立の促進等のための機能訓練</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができている。</p> <p>・利用者からの要望を受け、体の相談会については実施することができ、より多くのニーズに応えることが出来た。</p> <p>・「やっちゃん部」とオープンカレッジを実施し、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携することができ、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図ることができており、中核的施設の役割を果たしている。</p>	<p>・コロナ禍において、事業の縮小や利用人数の制限を行っていたが、今後、規制緩和が進んでいくこともあり、コロナ禍以前の利用者数の水準に戻るように事業の運営や広報について検討していく必要がある。</p>	維持(継続)	<p>・社会情勢や施設利用者の意見を踏まえ新型コロナウイルス感染症にかかる規制緩和を行っていき、利用者が安心して施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。</p> <p>・引き続き、「やっちゃん部」とオープンカレッジを実施することにより、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携し、あらゆる場面で、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図り、中核的施設の役割を果たしていく。</p>					06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
					中事業	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	<p>・身体障害者福祉会館の維持管理及び貸し館業務</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大を受け、会館の利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。また、こまめな消灯などの経費削減の取り組みを継続的に実施できている。</p>	<p>・当該施設は令和4年度に教育・障害福祉センターへ移転した。移転後の効果的な事業実施について随時、検討していく必要がある。</p>	維持(継続)	<p>・移転に合わせて導入した情報コミュニケーション支援機器の活用等を検討し、より多くの障害者に利用してもらえる施設を目指していく。</p>					06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当



尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																					
<b>基本施策6: 生涯学習活動</b>																					
(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流) ② 活動機会・環境の充実		●障害のある人のスポーツ活動を推進するため、「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」を定期的に開催するとともに、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」等への参加支援・協力を行います。また、「尼崎市スポーツ振興事業団」と連携・協力し、障害のある人を対象としたスポーツ事業の実施や、施設の利用助成等を行うことで、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実に努めます。	中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(尼崎市障害者(児)スポーツ大会)	・重度の障害がある者も参加できるようなスポーツ大会を本市で開催する。	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、令和4年7月6日に市内の当事者団体の代表者で構成している「尼崎市障害者(児)スポーツ大会実行委員会」を開催し、大会開催の可否等に関して協議を行った。その結果を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、大会中止を決定した。	—	維持(継続)	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催にあたっては、実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議するなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。また、令和4年度についても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、実行委員会で協議のうえ、開催の可否を検討する。					●		06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
			中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。	・参加人数:36人 ・競技内容:陸上や水泳、卓球、サウンドテーブルテニスなど	—	維持(継続)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加は、障害者スポーツに取り組む者にとって大きな目標や励みとなるため、参加者数が増加するよう、引き続き、当事者団体等との連携を図りながら、広報を行っていく。						●		06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課		
			その他取組	健康・体カづくりの促進(障害者スポーツの推進)	・スポーツを通して障がい者の健康・体カづくりを普及促進するため、個人使用料の一部を補助するとともに、地区体育館で開催される障がい者による県大会以上のスポーツ大会及びグループでの地区体育館の利用を支援する。	(スポーツ振興事業団基金事業) ・障がい者スポーツ支援事業として立花体育館で開催された「兵庫県障がい者スポーツ吹矢尼崎大会」及び「兵庫県障がい者フライングディスク大会inあまがさき」について、施設使用料の助成及び大会運営補助を行った。 ・障がい者スポーツ団体・グループへの施設使用料の補助は利用実績無し。	—	維持(継続)	—											スポーツ推進計画	スポーツ推進課
			中事業	尼崎市文化振興財団補助金	・本市の文化振興の拠点として、尼崎市文化振興財団に補助金を交付し、文化の向上発展を図る。	・尼崎市民ふれあいギャラリー「～希会～第5回生きる力を育む書道作品展」(※)を12月に開催し、身体に障がいを持つ人やその家族による毎月の習字の成果を展示した。 ※自発的活動支援活用事業補助金活用事業 ・アコム“みる”コンサート物語「100万回を生きたネコ」を8月28日(日)に実施。ピアノ、バイオリン、チェロのトリオによる生演奏と影絵劇を組み合わせたコンサート。舞台上に手話通訳を取り入れるなど、身障者の方が気軽に参加できるような内容であった。また、障害を抱えた人々の保護施設などで作られた手芸品を来場された子どもたちに配布した。	・個性あふれる優れた作品の展示と、作品をきっかけとする心温まる交流が生まれる場となった。今後も多くの方々につながるよう一層の広報に努めたい。 ・大ホールの設計が古く、現在の身障者及び車椅子に対応したバリアフリー化に対応しきれておらず、車椅子鑑賞エリアも隣客席後方の一部に限られる現状であり、集客にも制限をかけるを得ない。	●		01-2-③ (地域コミュニティ・学び)	文化ビジョン	文化振興課									
																			障害福祉政策担当		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
<b>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</b>																			
<b>基本施策6: 生涯学習活動</b>																			
(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)	③ 活動の支援	●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの市民が障害のある人の生涯学習活動に関心を持ち参加・支援できるよう、地域の関係機関(社会福祉協議会など)と連携してボランティア活動等の推進に取り組めます。また、障害のある人やその家族、地域の住民等と一緒に、自発的に行う地域活動(ピアサポートや見守り活動、ボランティア活動など)を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。	中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉推進事業補助金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員12人の配置にかかる経費を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉ネットワーク会議では、地域のつながりづくりに向けたケアマネジャーと民生児童委員の交流会や地域活動者同士の情報交換会、医師や高校生と協力して地域活動団体向け認知症予防動画のDVDの作成に取り組んだ。</li> <li>・市社協では、ボランティア活動登録者を下校時見守りや独居高齢者のこみ出し、障害児の通学支援活動等につなげたほか、担い手の発掘のため試行的に生活支援サポーター養成講座修了者等と市民活動団体との交流会を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉ネットワーク会議で地域課題の協議や実践が進められているが、見守りや要配慮者支援といった全市共通課題の好事例の全市展開ができていない。</li> <li>・コロナ禍での受入先の減少により、ボランティア登録者の多様な活動志向に応じた活動先確保が課題となっている。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協と連携し、各地区地域福祉ネットワーク会議での好事例や全市共通の課題の実践例等を各地区で共有し、取組につなげていく。</li> <li>・活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向け、市民活動団体の把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必要とする個人とのマッチングを検討する</li> </ul>							05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当	
			中事業	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協のボランティア活動普及・啓発事業やボランティアグループ助成事業の経費の一部を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンターと各地区ささえあい地域活動支援センター「むすぶ」では活動団体と連携し、担い手づくり等の多様な講座等を実施した。</li> <li>・ボランティアセンター等では、既存制度で対応困難な障害のある児童の通学支援に向け、交流会等を通じたボランティアグループの立ち上げや、若年女性の自立支援団体と連携したボランティア養成講座の開催による担い手確保に取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座等参加者数は前年度に比べ増加しているものの、コロナ禍以前の水準まで回復しておらず、効果的な情報発信が課題となっている。</li> <li>・福祉課題の多様化により、既存制度で十分に対応できないニーズを支えるボランティアの育成とマッチングが課題となっている。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座などの情報とボランティア登録者・団体にメール発信する等、効果的な情報発信に取り組む。</li> <li>・地域の様々な支援ニーズに対応したボランティア講座を開催するなど、担い手の確保とマッチングを一体的に進める。</li> </ul>							05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	福祉課	
			中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉啓発事業補助金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協が行う地域の様々な団体が自主的に行う地域福祉活動についての理解を深めるための研修会等や地域福祉活動の周知、参加促進活動に対する助成経費を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(実績) 活動団体数 593単位福祉協会(主な活動内容) 世代間交流事業など</li> </ul>	—	維持(継続)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> </ul>							05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の各課が市民活動団体と共催して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の当事者理解に向け、当事者団体や支援関係者と連携した要援護者災害シミュレーションを開催し、立花地域課と連携し、防災をテーマに福祉協会や消防団、障害福祉サービス事業所等と地域のつながりを考える意見交換会や防災訓練を実施した。参加者から地域住民同士の関係づくりや学び・情報共有の場づくりが大切といった意見があり、地域防災力の向上と支え合う意識の醸成につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施地区では参加者の意識醸成につながったものの、それ以外の地区において防災等の市民共通課題をテーマに支え合う意識の醸成を進める必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域振興センターや市社協と好事例を共有し、各地区で「防災」等の身近な地域課題をテーマに、当事者と交流する学びの場づくりに取り組む。</li> </ul>							05-1-① (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当	
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(支え合いを育む人づくり支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生や大学生が尼崎市内で活動する市民活動団体と協働し、市内をフィールドとして取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の担い手育成に向け、防災や教育を学ぶ大学生を自主防災会とつなぐことで、新たに地域住民や小学生向けの防災教育やバラスーツによる地域交流事業等、10校17グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。</li> <li>・令和3年度に開始した兵庫県立尼崎小田高校の生徒と民生児童委員による見守り活動において、新たに2地区、計3地区で実施され、参加した生徒からは地域コミュニティや民生児童委員の大切さを学んだといった意見があった。また、関西国際大学の学生が地域の高齢者等の見守り活動に参加することで、防災、防犯における地域活動の重要性の理解が醸成された。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員等の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知方法を検討する。</li> </ul>							05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当	
			中事業	自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍が続く中ではあったが、移転した身体障害者福祉会館(新会館)を活動の場として活用することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業については、新規団体からの申請につながっていない。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体の増加に向けては、情報支援機器の設置等により、新会館の利便性が向上したことを地域で活動する障害のある人等に周知していくとともに、各生涯学習プラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動や事業から、障害当事者による自主的な活動へつなげていく手法等について、各施設の関係者や自立支援協議会(あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討していく。</li> </ul>								06-2-④ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
	④ 活動に関する情報提供に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人の生涯学習活動や交流活動等に関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知を図るとともに、「身体障害者福祉センター」や「身体障害者福祉会館」において、障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。</li> </ul>																	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名			
	実施の方向性	取組項目	取組内容(第4期)																		
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策7: 安全・安心</p>																					
① 防災対策の充実  (1) 防災対策	●「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者本人の同意を得て、消防・警察・民生委員など地域の支援関係者への名簿の提供とその活用等に取り組むことで、「顔の見える関係」を基本とした災害時の避難支援体制づくりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画(個別支援計画)」の作成に向けた取組を進めていくことで、災害時における避難支援の充実を図ります。	中事業	災害時要援護者支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別避難計画の作成</li> <li>①市が把握している避難行動要支援者の情報を集約し、名簿を作成するとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの同意確認の実施</li> <li>②避難行動要支援者名簿情報の提供</li> <li>③個別避難計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市社協、地域振興センターと連携し、名簿や個別避難計画等の「共助」の取組の必要性について理解を求め、新たに2つの連協が名簿を受領(R4-24連協、21福祉協会)したほか、市内5地区で進めている個別避難計画の試行的取組では14件の計画を作成し、この取組を通して当事者と地域住民、福祉専門職との関係性が育まれ、平時からの緊急連絡体制の構築や当事者を含めた避難訓練に若い世代が参加するなど、地域全体の防災力向上につながった。</li> <li>自主防災会や福祉専門職団体、当事者団体等の避難支援等関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会等で、市の限られた体制に応じた段階的な個別避難計画作成の考え方の意見交換を行い、避難支援等関係者の協力のもと取組を進めることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共助の担い手である地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の理解と協力が欠かせないものの、避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、過度な負担とならないよう関係者の意向に留意し進める必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等と連携し、個別避難計画の必要性等をわかりやすく伝える啓発パンフレットを作成し周知啓発を行うほか、本市の段階的な個別避難計画の作成の考え方に基づき、災害リスクの高い対象者への意向調査を実施するとともに、避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。</li> </ul>									10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当		
		中事業	災害時要援護者支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災学習の支援及び支援関係者等との連携の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代が地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の支援を行った。(令和4年度:6校37回)</li> </ul>	—	維持(継続)	—									10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当		
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会「あまのくらし部会」において、被災者支援に携わるNPO法人を講師として招き、当該法人が考案した「避難所運営シミュレーション」の体験会を実施することで、避難所の開設手順や障害のある人に必要な配慮や対応等についての知見を広げたほか、本体験会を避難所運営に携わる地域にも体験してもらえよう開催企画を進めた。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営の体験会を実際に地域でも開催してみ、障害のある人に必要な対応等を地域住民や近隣事業者等と共有し、そこから得られる気付きや備え等を発信していくことで、地域の災害意識の向上と理解・啓発につなげる。</li> </ul>										06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の各課が市民活動団体と共催して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の当事者理解に向け、当事者団体や支援関係者と連携した要援護者災害シンポジウムを開催や、立花地域課と連携し、防災をテーマに福祉協会や消防団、障害福祉サービス事業所等と地域のつながりを考える意見交換会や防災訓練を実施した。参加者から地域住民同士の関係づくりや学び・情報共有の場づくりが大切といった意見があり、地域防災力の向上と支え合う意識の醸成につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施地区では参加者の意識醸成につながったものの、それ以外の地区において防災等の市民共通課題をテーマに支え合う意識の醸成を進める必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地域振興センターや市社協と好事例を共有し、各地区で「防災」等の身近な地域課題をテーマに、当事者と交流する学びの場づくりに取り組む。</li> </ul>										05-1-① (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当	
		中事業	地域防災力の向上事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災力向上を図るため、「1.17は忘れない」地域防災訓練や兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、市政出前講座や地域の訓練等におけるマイタイムラインの作成、各種ハザードマップや防災ブックの活用などにより、市民等の防災意識の向上などにつなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイ避難カードについて、出前講座や令和5年3月には作成に係る動画をホームページ等で公開し、周知啓発を図った。</li> <li>自主防災会36団体が実施した防災活動の支援を行った。また、南部臨海地域(大高洲町)の事業者団体と津波避難訓練等を実施した。</li> <li>「1.17は忘れない」地域防災訓練にて、新型コロナウイルス自宅療養者の受入態勢等を反映した避難所運営マニュアル改正(案)を基に、関係部局や共助の担い手として期待できる中学生が初めて参加する等、実践的な避難所開設・運営訓練を実施し、実効性が確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイ避難カードの普及について、より効果的な手法を検討し、出前講座や地域の防災活動等での周知啓発を継続する必要がある。</li> <li>地域の訓練において、より多くの団体に参画を促す工夫や南部臨海地域事業者等と連携した防災訓練等を進めていく必要がある。</li> <li>感染法の改正を踏まえた避難所運営を見直す必要がある。また、避難開設後の「運営」を意識した訓練を行う必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる避難行動の促進に向け、マイ避難カードの作成に係る動画の活用などにより、効果的な周知啓発に取り組む。</li> <li>地域の共助による防災対策につながるよう地域の訓練に事業者等の参画を呼びかける。また、引き続き、南部臨海地域事業者と連携した防災訓練等を実施する。</li> <li>感染法上の5類への移行後、避難所運営マニュアルの改正を行う。また、発災後3日目に降の避難所運営について、地域の主体と連携・調整を図りながら訓練を実施する。</li> </ul>									10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課		
	中事業	防災対策等事業費(災害マネジメントシステム関係事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害マネジメントシステムについて、災害対応で活用するとともに、防災総合訓練で、災害マネジメントシステム、防災情報伝達システム等に連関するシステムを連携させ、被害情報等の収集・整理、情報発信を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害マネジメントシステムの操作や同システムと防災に関連するシステム連携は、運用等を研修を通じて職員が把握した上で、防災総合訓練等で熟度を高める必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害マネジメントシステムと防災に関するシステムの連携において、情報整理や対応状況の入力等、迅速かつ正確な災害対応能力の向上を目的に職員研修を行い、実践的な防災総合訓練を行う。</li> </ul>											10-2-① (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課	
	中事業	防災対策等事業費(防災情報伝達システム関係事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式戸別受信機及び防災ラジオに代わる新たな情報伝達手段として、携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災情報伝達システム」の本格運用を令和4年6月1日より開始し、災害時の情報伝達や災害に備えた注意喚起等で活用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に高齢者や障害者等に確実に情報を伝える取組を更に進める必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ的情報伝達手段の更なる構築など確実に伝える取組を進める。また、防災情報伝達システムを活用した自主防災会等の共助の担い手による情報伝達訓練等を実施し、情報伝達の強化及び意識醸成を図る。</li> </ul>												10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課
	中事業	新型コロナウイルス感染症対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民等に対し、ホームページやSNS等での情報発信に加え、コミュニティ連絡板等でのポスター掲示や広報車両により市内を巡回する啓発パトロール等の感染予防に係る啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスに対する取組を多層的な情報伝達手段を活用して周知したほか、街頭での啓発活動を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、多層的な情報伝達手段により効果的な情報発信を行う必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県が示す感染対策に係る方針に留意しながら、関係部局との連携を継続し、必要に応じて庁内で情報共有を行うとともに、多層的な情報伝達手段を活用した情報発信を行う。</li> </ul>												10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画 国民保護計画	災害対策課
	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備等を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「アンブルボード」や「書光テーフ」の設置を行うなど施設機能の向上に取り組んだほか、指定管理者等との協議を進め、福祉避難所として指定した。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報支援機器の設置等により施設機能の向上を図った新会館の災害時における有効活用について、引き続き指定管理者等との協議・調整を進めていく。</li> </ul>												06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
<b>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</b>																					
<b>基本施策7: 安全・安心</b>																					
(1) 防災対策	③ 避難所の 充実		中事業 防災対策等事業費(災害備蓄整備 事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災総合訓練や非常用物資の備蓄等を行うとともに、災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる災害マネジメントシステムの運用などにより、防災体制の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に障がい者、高齢者・乳幼児・女性・アレルギー疾患の方などへの配慮を踏まえ更新を行った備蓄計画に基づき、含めた備蓄品目の更新を行った。充実を図った。</li> <li>・備蓄場所については、令和3年度までの20箇所から、各地区小学校1校への配備を行い、26箇所に拡大した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄場所の拡大については、引き続き検討する必要がある。</li> <li>・今後の備蓄品の入替えに際して、アレルギー・28品目対応食品を購入し、食する人々の安全・安心を確保する必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄計画に基づき備蓄品の更新を進め、分散備蓄について、引き続き検討していく。</li> </ul>									10-2-② (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課		
			中事業 災害時要援護者支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の指定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転後の情報支援に係る機器の設置等を行った身体障害者福祉会館を新たに福祉避難所に指定した(R4:45施設)。また、福祉避難所のマニュアル作成の働きかけにより、新たに7施設(R3:7施設、R4:14施設)でマニュアルが作成されたほか、マニュアル作成等につながるよう防災総合訓練での福祉避難所指定4施設を対象に被災状況報告から開設までの情報伝達訓練等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者の避難先の確保に向け、福祉避難所に協力意向のあった施設との協議や指定施設のマニュアル作成支援を行う。</li> </ul>												10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当	
			中事業 地域防災力の向上事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の多様な避難場所の周知啓発</li> <li>・マイ避難カードの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイ避難カードの作成等の多様な避難行動の啓発を行った。</li> <li>・マイ避難カードについては、令和5年3月には作成に係る動画をホームページ等で公開し、周知啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる円滑な避難行動を支援するため、引き続き、防災意識の啓発やマイ避難カードの普及について、より効果的な手法を検討し、出前講座や地域の防災活動等での周知啓発を継続する必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる避難行動の促進に向け、マイ避難カードの作成に係る動画の活用などにより、効果的な周知啓発に取り組む。</li> <li>・指定避難場所における要配慮者室のあり方や発災後3日以内の避難所運営について、1. 17は忘れない地域防災訓練等を通じて、検討を行なっていく。</li> </ul>										10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課	
		④ 関係機 関等との 連携	中事業 災害時要援護者支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、災害が発生したときに支援を必要とする方に対して、行政等と地域が連携して迅速かつ的確に避難支援活動等を行うことを目的として、意見交換及び課題解決に向けた検討を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定をふまえ、自主防災会や福祉専門職団体、当事者団体等の避難支援等関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会等で、市の限られた体制に応じた段階的な個別避難計画作成の考え方の意見交換を行い、避難支援等関係者の協力のもと取組を進めることとした。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等と連携し、個別避難計画の必要性等をわかりやすく伝える啓発パンフレットを作成し周知啓発を行うほか、本市の段階的な個別避難計画の作成の考え方に基づき、災害リスクの高い対象者への意向調査を実施するとともに、避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。</li> </ul>											10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当	
			中事業 障害者安心生活支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、Web会議を活用し、コロナ禍における活動の工夫や、感染症対策についてなど計5回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、虐待防止についてなど感染予防対策を実施しながら対面で2回開催し、意見交換と情報共有を図った。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、グループホーム及び短期入所並びに生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。</li> </ul>											06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当	
		⑤ 緊急通 報等の充 実	中事業 在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助や、お元氣コールを行うことで、独居の高齢者、障害者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに携帯電話型機器の導入や近隣協力員を不要にする等により、新規加入者が事業転換前の令和2年度の33件から令和4年度の180件と大幅に増加した。また、要支援者システムに利用者情報の項目を追加し、民生児童委員に当該情報が記載された高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿の提供を行った。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が必要な高齢者等に事業などの情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要がある。</li> </ul>												07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉 計画	高齢介護課
			その他取 組	「尼崎市WEB119及びFAX119」の普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害があるなど、会話による119番通報が困難な人による緊急通報の手法等について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市公式ホームページへの掲載による広報</li> <li>・事業所向け広報誌への掲載</li> <li>・心身障害者(児)福祉の手引きへの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に在住する聴覚障害がある人全員に対して、緊急通報に係る手法とシステムへの利用登録を周知する必要がある。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続して普及啓発活動を実施する。</li> <li>※次年度以降、契約業者の変更に伴い「尼崎市WEB119」は「尼崎市Net119」へと名称が変更</li> </ul>											障害者計画	消防局企画管理課 (情報指令課)

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
<b>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</b>																					
<b>基本施策7: 安全・安心</b>																					
(2) 防犯対策、 消費者保護	① 防犯 対策の 推進	●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。また、障害のある人への広報・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。	その他取組	街頭犯罪防止講座事業	・尼崎市の街頭犯罪の認知件数は、減少傾向にあるが、いまだに兵庫県内でも高水準にあることから、更なる減少を図るため、市民に対し主に街頭犯罪の防止のための講座を実施することにより、市民の自己防衛力の向上を図り、より街頭犯罪認知件数の減少に繋げる。	・昨年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により講座申込みが少なく1件にとどまった。	・新型コロナウイルス感染症対策を継続して行うとともに、流行前と同程度の実施回数まで回復を目指す。	維持(継続)	・年々巧妙化する詐欺の手口について兵庫県警察と連携し情報収集に努めるとともに、受講者に対して情報及び対策方法を還元することで防犯力の向上に寄与する。								09-1-① (生活安全)		生活安全課		
		●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番アプリ」や「ファックス110番」(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。																			
		② 消費者 トラブルの 救済	●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックス等による消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。	中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・相談方法について、電話、ファックス等に加え、令和4年4月1日から市公式HPに設ける消費生活相談受付フォームで終日申し込めるよう整備を進めた。	・令和3年度から啓発講座開催時には、聴覚障害者に配慮して手話通訳者を配置しており、令和4年度は延べ5人の申し込みがあった。 ・くらしの通信講座において、視覚障害者に配慮して問題文の点訳対応を行っており、令和4年度は1人の申し込みがあった。	維持(継続)	・令和4年4月1日から消費生活相談フォームによる申し込みを開始し、引き続き、庁内の関係部局などと連携し、相談者の環境の向上につなげる。								09-1-③ (生活安全)		生活安全課	
●障害のある人の消費者トラブルの防止や消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等とその障害の特性に配慮して適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。	中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・令和3年度から啓発講座開催時には、聴覚障害者に配慮して手話通訳者を配置しており、令和4年度は延べ5人の申し込みがあった。 ・くらしの通信講座において、視覚障害者に配慮して問題文の点訳対応を行っており、令和4年度は1人の申し込みがあった。	維持(継続)	・より多くの市民に利用してもらえるよう、広報に取り組む。											09-2-③ (生活安全)		生活安全課		



尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名					
	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																				
<b>基本理念</b> : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																							
<b>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</b>																							
<b>基本施策8: 権利擁護、啓発・差別の解消</b>																							
(2) 理解・啓発活動及び差別解消  ① 理解の促進・啓発	●「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」を毎年開催するとともに、イベントの実行委員会や参加メンバー等による交流活動等を通じて、障害や障害のある人、必要な配慮等について、市民の理解促進に取り組みます。			中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉))	・障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、地域における交流の場として毎年開催しているもので、平成29年度からは、提案型事業委託制度により「ミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っている。	・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍が続く中ではあったが、3年ぶりに大規模会場(橋公園軟式野球場)での開催とし、ステージプログラムのほか、これまで小規模で開催したノウハウを活かして発展させた様々な催し(雑貨・飲食店や体験型コンテンツ、ミーツ新喜劇など)を実施した。また、当該イベントの活用制度(提案型事業委託制度)が期限(原則3年間)を迎えたため、改めてフロアホール方式による委託事業者の選定を行い、イベントの継続実施に取り組んだ。	・大規模会場でのイベントを再開できたが、依然コロナ禍ということもあり、最大規模であった3年前(2019年)ほどの参加には至っておらず、出店者数も7割程度に留まっている。	維持(継続)	・市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)については、企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人となりの交流や相互理解を深めてきている。これらの取組を継続しつつ、更なる付加価値を生み出していくとともに、イベントの出店数を増やしていくなど、より良いイベントへと発展していきたいよう、実行委員会や市民等との協働に取り組む。						06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課					
				その他取組	ミーツ・ザ・福祉キャラバン!(福祉課の参画)	-	-	・イベント当日だけではなく、企画段階から園田地域課の職員が加わり、障害のある人達と共に当日のイベントを作り上げた。 ・その他、チラシのポストインを障害のある人達と一緒にするなど、職員が障害のある人と積極的に関わり交流を深めた。	-	維持(継続)	・今後も地域と障害のある人の交流の場を提供しながら、障害のある人への必要な配慮等について地域の理解促進に取り組んでいく。											園田地域課	
				中事業	人権啓発事業	・人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。	・人権文化いきづまづくり計画の取り組みの推進に向けて、元パラリンピック競泳選手を講師に義手に至った体験を語る講演会とあわせて、義肢装具士の専門学校協力のもと義肢の展示コーナーも設置したことで、多くの受講者が身体障害者の実情や支援について具体的に知るきっかけとするなど各種啓発事業を実施することができた。 ・聴覚障害者とのコミュニケーションのコツや災害時の伝え方など、普段から気を付けておくべきことや手助けの方法について、DVDを使った講演会を行うことで聴覚に障害を持つ方々の話を通じて、周囲にできる配慮を共に考えることができた。	・多様な人権問題の啓発について、市民の新たな気づきや学びにつながるよう工夫していく必要がある。	維持(継続)	・地域住民や関連団体との連携が深まるよう各地域での取り組みを共有しつつ、多様な地域課題を掘りおこし、事業の企画や地域のネットワークづくりにつなげる。									02-1-② (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづまづくり計画	ダイバーシティ推進地域総合センター担当		
				中事業	人権啓発リーダー育成事業費	・人権学習グループなどが実施する人権学習会等で助言するリーダーを育成することにより、市民の学習の促進と充実を図る。	【人権啓発オピニオンリーダー研修事業】 ・人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、学習会のリーダーとしてオピニオンリーダー39人を教育委員会が委嘱し、6地区ごと1回の研修会を実施している。その研修内容として、発達障害に関すること等を学び、理解を深めた。	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるよう、市民主体の学習会の市民リーダーを引き続き育成していく必要がある。	維持(継続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げる市民主体の学習会の市民リーダーを継続的に育成する。									02-1-② (人権尊重・多文化共生)		社会教育課		
				中事業	人権啓発活動事業費	・基本的な人権が尊重される地域社会の形成に向け、人権啓発資料の作成を行うとともに、学習会や講演会を実施し、市民意識の高揚を図る。	【人権教育小集団学習事業】 ・PTA等の学習グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、39グループが活動しており、自主的にグループ内でテーマを決め学習をすすめる中で、発達障害に関すること、要約筆記の方法等を学び、理解を深めた。	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	維持(継続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げ市民の気づきや学びにつながる講座、啓発等を継続的に実施していく。									02-1-② (人権尊重・多文化共生)		社会教育課		
				中事業	中央地区学びと活動推進事業																		中央地域課
				中事業	小田地区学びと活動推進事業																		小田地域課
				中事業	大庄地区学びと活動推進事業																		大庄地域課
				中事業	立花地区学びと活動推進事業費																		立花地域課
				中事業	武庫地区学びと活動推進事業費																		武庫地域課
				中事業	園田地区学びと活動推進事業費																		園田地域課
				中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会「あまのくらし部会」において、被災者支援に携わるNPO法人を講師として招き、当該法人が考案した「避難所運営シミュレーション」の体験会を実施することで、避難所の開設手順や障害のある人に必要な配慮や対応等についての知見を広げたほか、本体験会を避難所運営に携わる地域にも体験してもらえよう開催企画を進めた。	・「避難所運営の体験会を実際に地域でも開催してみたい、障害のある人に必要な対応等を地域住民や近隣事業者等と共有し、そこから得られる気付きや備え等を発信していくことで、地域の災害意識の向上と理解・啓発につなげる。	維持(継続)											06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
				中事業	精神保健事業費(自殺対策強化事業)	・こころの健康のつどい、自殺対策講演会を通じて精神保健や自殺対策に関する理解を促進する。	・こころの健康のつどい(39名参加)では「トラウマインフォームドケア」、自殺対策講演会(44名参加)では「睡眠」をテーマに外部講師を招き講演会を実施した。	・引き続き理解促進のため、こころの健康のつどいと自殺対策講演会を実施する。	維持(継続)											08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
				中事業	自発的活動支援事業	・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍が続く中ではあったが、転移した身体障害者福祉会館(新会館)を活動の場として活用することの周知も含めて本事業を3年ぶりに再開したことで、障害者団体(3団体)の地域活動を支援することができた。	・本事業については、新規団体からの申請につながっていない。	維持(継続)	・申請団体の増加に向けては、情報支援機器の設置等により、新会館の利便性が向上したことを地域で活動する障害のある人等に周知していくとともに、各生涯学習プラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動や事業から、障害当事者による自主的な活動へつなげていく手法等について、各施設の関係者や自立支援協議会(あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討していく。										06-2-④ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当	
				各地域課における取組については、基本施策6と基本施策8の両方に関連するものとして整理しているが、取組(数が多いため具体的な成果等)については基本施策6のみで掲載。 なお、令和5年度分評価・管理シート(令和4年度決算分)の作成にあたっては、基本施策8の活動指標「障害をテーマとした啓発事業等」として別表で一部を抜粋し掲載。																			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名		
	取組項目	取組内容(第4期)	取組方向性																	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策8: 権利擁護、啓発・差別の解消</p>																				
<p>(2) 理解・啓発活動及び差別解消</p>	① 理解の促進・啓発	<p>●教養や文化・レクリエーション等を目的とする学習の場「ふれあい学級」を定期的に開催し、障害のある人と地域の住民等が交流する機会を創出することで、参加者の相互理解を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力に努めます。</p>	中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(中央)いきいき学級(肢体障害)	・障害のある人となない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和4年度実績:1回、12人 ・旧尼崎養護学校の卒業生で元日本代表の講師を招き、ユニバーサルスポーツの「ポッチャ」の体験を通し、肢体不自由者に対する理解を深めるとともに健常者との交流を目的とした。	・新型コロナ感染症の影響を受け、「あまよう」の生徒の参加がかなわず、充分な交流はできなかった。	維持(継続)	・次年度も引き続き、同様の事業を考えている。					●		01-1-② (地域コミュニティ・学び)	障害者計画	中央地域課		
			中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(大庄)やまびこ学級(聴覚障害)	・障害のある人となない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和4年度実績:1回(午前・午後各1回)30人(午前・午後各15人) ・午前は「調理実習」を、午後からは「軽スポーツ」で体を動かすことにより、参加者同士の親睦や交流を深めることができた。	・聴覚・言語障害者の方を受け入れている事業所等とも連携を密にしながら、参加者のニーズを探り、講座への満足度を上げていくこと。	維持(継続)	・事前に聴力障害者福祉協会の会長に、講座についての要望や意見をうかがったり、講座終了後に参加者にアンケートをとって、意見や感想を確認していく中で、よりニーズにあった講座を探っていく。						●		01-1-② (地域コミュニティ・学び)	障害者計画	大庄地域課	
			中事業	学びと活動推進事業費 生涯学習推進事業 ひかり学級	・障害のある人となない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、「NPO法人尼視協」と連携し、ひかり学級を企画し実施する。	・令和4年度実績:2回 のべ61人 ・障害のある方もない人も共に学ぶ場や交流の場を提供し、地域住民への障害者理解を深め、互いに尊重し、支えあう地域コミュニティを育む。障害者、健常者問わず楽しめるバリアフリー映画の上映と、ニーズのあった「健康」をテーマに講座を行った。 ・ひかり学級以外の学びの場にも参加するきっかけにつながることを期待する。	・市報などを活用し広報を行っているが、対象となる視覚障害者が固定・高齢化している。若い世代の視覚障害のある方や子ども達へのアプローチ方法の工夫が必要である。 ・障害者のための講座ではなく、学びたいときに、学びたい講座に参加できる環境を構築していくことが今後の課題である。	維持(継続)	・年度当初に「NPO法人尼視協」広部理事長と話し合いを持ち、視覚障がい者のある方のニーズを把握し、講座を企画検討する。 ・障がいのある方もない方も一緒に学ぶ機会を提供する。						●		01-1-② (地域コミュニティ・学び)	障害者計画	立花地域課	
			その他取組	阪神南青い鳥学級南支部尼崎教室	・兵庫県版神教育事務所からの委託事業として、運営委員会を立ち上げ実施。立花地域課は事務局を担当している。芦屋市(芦屋公民館)西宮市(生涯学習企画課)尼崎市(立花地域課)3市交代で実施。(R3芦屋市、R4尼崎市、R5西宮市)	・令和4年度実績:3回 のべ210人 終了証交付者:21人 ・視覚障害者の障害特性を踏まえ、社会参加・活躍を促進することを目的とした、学びや交流の場を提供する。 ・歴史講座では、市内の学芸員と連携し「触れて」歴史を感じるができるよう工夫を凝らした講座となった。 ・吹奏楽コンサートでは、立花地区の高校生による吹奏楽コンサートを開催し、音楽を通じて障害者と高校生の交流や相互理解を生む機会となった。 ・いけばな体験では、花の香りや形に触れ、体験と講話により花のある生活を楽しくきっかけづくりとなった。	・他市からの参加や他市間での交流の機会をあまり持てなかったため、今後講座の中で交流の機会を持つよう検討を行う。 ・若い世代に対しての周知が不十分である。学びや交流の場として認知が高まるよう、広報等工夫を凝らす。	維持(継続)	・令和5年度は西宮市が事務局を担当し阪神南青い鳥学級阪神支部西宮教室を開催する予定である。						●		01-1-② (地域コミュニティ・学び)	障害者計画	立花地域課	
			中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	—	—	維持(継続)	—							●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
			中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていかため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)、令和4年度に実施した市民意識調査で35.7%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が令和8年4月1日に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。						●		06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていかため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)、令和4年度に実施した市民意識調査で35.7%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が令和8年4月1日に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。						●		06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
	中事業	男女共同参画社会づくり関係事業費	男女共同参画社会づくり関係事業費	男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等の事業を実施する。	・性的マイノリティ当事者とその関係者向けの「LGBT電話相談」を実施し(第4火曜、32件)、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティや利用しやすい店舗の情報について、助言や情報提供を行った。 ・多様な性自認や性的指向に関する社会課題等を知り、その解決に向けて共に歩もうとするALLY(アライ)の養成に向け、市民・事業者等を対象に学習動画を作成し、ALLYステッカー等を配付する取組を開始した。	・ALLY(問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。	維持(継続)	・ALLY養成に向けて、商店街など市内事業者へ働きかけ、ALLYステッカーの活用を促す。						●	●	02-2-① (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづまづくり計画	ダイバーシティ推進課		
	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていかため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)、令和4年度に実施した市民意識調査で35.7%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が令和8年4月1日に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。						●	●	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
	中事業	多文化共生社会推進事業費	多文化共生社会推進事業費	・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	・外国人相談窓口において、令和3年度比で相談件数が約1.7倍となるなど、多言語相談員の常駐化による機能強化によって、よりきめ細やかな支援が可能となり、口コミによる周知につながった。(R4:755回、延べ929件、R3:464回、延べ550件) ・ベトナム語のニーズが高いため、こびんべりちよのベトナム語版を新たに作成した。また庁内案内板のベトナム語表示を行った。 ・外国人アンケートを日本語を含む10言語で実施し、外国籍住民の意見を幅広く聴取した。(11,038人対象 回答率9.6%)	・外国人総合相談窓口において、ネパール人からの相談件数が増加しており、ネパール語での対面相談が課題である。 ・外国人アンケートの回答率は国籍・在留資格によってばらつきがあり、特に日本語能力に課題のある、生活が安定していない方からの回答が少なかった。	変更(新規・拡充・行革)	・外国人相談窓口にて、ネパール語の相談員を週1回配置する。 ・アンケート結果を受けて必要な支援策を関係部局と検討するとともに、多文化共生社会推進指針の策定を見据え、留学生、外国人労働者、外国人を雇用する事業者等、対象者別にヒアリングを実施し、幅広く意見を聴取する。	拡充	拡充	新規	●	●	02-2-② (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづまづくり計画	ダイバーシティ推進課				



尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

理念	目標	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																					
①	情報 提供 の 充 実	●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」等についても一部を点字で作成します。また、市のホームページの活用や情報支援に係る機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。	中事業	点字あまがさき発行事業費	・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容を点訳した「点字あまがさき」を希望者に届ける(平均17部)。	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考えます。また、視覚障害がある人を対象としたものとしては、「声の広報」と併せて有効な手段として一定の効果が得られている。 ・令和4年度は、USBメモリ紛失事案に便乗した詐欺への注意喚起を掲載した臨時号を含む計13回の平均値となっている。	—	維持(継続)	・視覚障害のある人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において必要性が高いことから、継続して実施する。(阪神間他都市においても実施)	●	行政運営1-1-①							広報課			
			中事業	声の広報発行事業費	・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容をCDまたはデジター図書に収録した「声の広報」を希望者に届ける(月平均62部(内訳: デジター版49部、CD版13部))。	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考えます。また、視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした有効な手段として一定の効果が得られている。 ・令和4年度は、USBメモリ紛失事案に便乗した詐欺への注意喚起を掲載した臨時号を含む計13回の平均値となっている。	—	維持(継続)	・視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において必要性が高いことから、継続して実施する。(阪神間他都市においても実施)	●	行政運営1-1-①								広報課		
			中事業	市報あまがさき発行事業費	・市政情報を市民や事業者確実に伝達し、市政に対する関心と理解を深めてもらうため、市報あまがさきを発行する(月平均240,382部)。	・令和4年度は、USBメモリ紛失事案に便乗した詐欺への注意喚起を掲載した臨時号を含む計13回の平均値となっている。	—	変更(新規・拡充・行革)	・スマートフォン等で手軽に閲覧でき、日本語も含め15言語での読み上げが可能な「電子版(抜粋版)」を発行し、ライトユーザーの獲得など市政情報の伝達手段を強化する。	●	●	行政運営1-1-①		拡充						広報課	
			その他取組	選挙のお知らせの作成	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに選挙立候補者の氏名等を収録したCD「選挙のお知らせ」や点訳した「選挙のお知らせ」を希望者に届ける。	・音声版「選挙のお知らせ」 市長: 73部、市議補: 73部、参議院: 74部 ・点字版「選挙のお知らせ」 市長: 74部、市議補: 74部、参議院: 74部	—	維持(継続)	—											選挙管理委員会事務局	
			中事業	議会事務局関係事業費(議会だより発行業務)	・尼崎市議会だよりの発行のほか、視覚障害者に市議会情報を提供するため、点字版及び録音版尼崎市議会だよりを発行し、希望者に配付する。	・令和4年度の配付実績 ＜点字版＞24部×5回=120部 ＜録音版＞7本×5回=35本	—	維持(継続)	—												障害者計画 議会事務局総務課
			中事業	介護予防普及啓発事業費	・介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成・配付合計: 点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)	—	維持(継続)	—	●			07-1-① 高齢者支援							高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	介護保険事業担当
			中事業	介護保険制度普及啓発事業費	・介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成・配付合計: 点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)	—	維持(継続)	—	●			07-1-① 高齢者支援							高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	介護保険事業担当
			中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費	・市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布している。	—	維持(継続)	—	●			06-3-① (障害者支援)							障害者計画	障害福祉課
			中事業	インターネット活用事業費	・本市ホームページやSNSを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有を図る。	・令和3年度と比較してアクセス数はやや減少したものの、引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報を発信したため、コロナ禍前よりも高水準を維持している。 ・ホームページについて、スマートフォンでの操作性を考慮したコンテンツの配置、より視認性を高める配色を意識したデザインの変更及びファミリー世帯を意識したカテゴリの見直しなどのリニューアルを実施した。また、災害時等でも行政からの情報提供を継続できるよう、サーバの強化を行った。	・市公式SNSについては、より多くの市民に必要な市政情報を伝えるため登録者数の増加やわかりやすい情報発信に取り組む必要がある。	維持(継続)	・市ホームページの多言語翻訳については、従来の無料サービスに代えて、有料翻訳ソフトを導入し市政情報を多言語で発信できる安定した環境を構築するとともに、利便性の向上を図る。 ・市公式SNSについては、YouTubeのトップページのカテゴリ整理を行い興味・関心のある動画を見つけやすくするなどの工夫をすることで登録者数の増加を目指す。	●	●	行政運営1-1-①		拡充						広報課	
			中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。(視覚障害)視覚障害者用ポータブルリーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など (聴覚障害)聴覚障害者用情報受信装置など	・排泄支援用具(ストマ用器具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。	—	変更(新規・拡充・行革)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。 ・市報やホームページへの掲載のほか、当事者団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めながら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に給付できるよう取り組んでいく。	●	●	06-3-① (障害者支援)		拡充					障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課	
中事業	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。	—	維持(継続)	—	●			06-3-① (障害者支援)								障害福祉課			

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 評価	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
<b>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</b>																			
<b>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</b>																			
<b>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</b>																			
(1) 情報の利用のしやすさ ② 意思疎通支援の充実	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点字プリンターの一層の活用を回り、手続きに係る案内等の要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に取り組みます。</li> </ul>	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを整備し庁内各課に周知を行った。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が発出する通知等の点字化を更に進めていくため、機会を捉えて啓発に努め、点字プリンターの更なる活用を促していく。</li> </ul>								06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障害のある人等に対して、対面朗読や点字図書・録音図書の郵送貸出を行います。また、点字作業の実演や支援機器を紹介するなど、障害のある人への配慮等について啓発します。</li> </ul>	中事業	障がい者等サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。</li> <li>・視覚障がい者の読書活動をサポートする様々な機器の紹介や、点字作業の実演などの事業を実施し、図書館における障がい者サービスの重要性を市民に啓発する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者に点字図書や録音図書を提供し、一般図書が利用困難な市民に対しても読書活動が行える環境を整備した。</li> <li>・令和4年度 主な実績 (貸出) ・点字図書(利用者数 420人 貸出点数 588点) ・録音図書(利用者数 2,628人 貸出点数 3,358点) (事業) ・対面朗読(延べ127人参加) ・バリアフリー読書展(25人参加) ・人にやさしい読み書き機器展(29人参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の高齢化やインターネットによる録音図書の普及により、利用者が減少している。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。</li> </ul>							01-1-④ (地域コミュニティ・学び)		中央図書館
		③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に取り組むとともに、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。また、意思疎通支援者の確保に向けて、養成講座の受講促進や受講者の課程修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組みます。</li> </ul>	中事業	意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努め、令和4年度の養成講座修了者数は全体で60人、新規の派遣登録者は8人であった。</li> <li>・意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けては、委託団体(尼崎市聴覚障害者福祉協会)や手話言語条例策推進協議会で協議を重ねながら、支援者(手話通訳・要約筆記)の処遇面の向上(派遣単価の引上げ等)や養成講座修了者の派遣登録を促すための「(仮称)チャレンジ派遣制度」の創設など制度の拡充に取り組んだ。</li> <li>・これまで外国籍住民向けに窓口で活用していた「テレビ通訳」の言語に新たに手話を追加した。</li> <li>・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、県下共同事業として県・政令市・中核市と連携しながら、令和5年度からの実施に向けて必要なスキーム等の調整に取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者も十分ではなく、また、市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等についても整理する必要がある。</li> </ul>	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充後の意思疎通支援事業の効果的な実施に取り組むとともに、不足する意思疎通支援者の確保の方策、また、新たな法律の趣旨等を踏まえた本市の意思疎通支援体制のあり方などについて、委託団体や手話言語条例策推進協議会と協議・検討を進めていく。</li> </ul>	拡充					06-3-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課	
		④	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話ろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組めます。また、「尼崎市手話言語条例策推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</li> </ul>	中事業	手話言語普及啓発事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の普及等に向けては、手話ハンドブック・啓発パンフレットを各種講座で配布したほか、市立小学校5・6年生を対象に啓発パンフレットを配布した。市民等向け啓発講座全体(4講座11回)の参加者数は計77人と昨年度よりは減少したものの、事業者向けは3年ぶりに、また聴覚障害児・保護者向けは初めて開催に至った。</li> <li>・世界ろう連盟及び全日本ろうあ連盟からの呼びかけによる、「国際ろう者週間」(手話言語の国際デー)に合わせ、尼崎城等でブルーライトアップを実施し、手話言語の普及啓発に取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての講座において、参加者数の増加に向け、より効果的な実施内容や広報の手法等を検討していかなければならない。</li> </ul>	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。</li> </ul>						06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
		⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るバリアフリー改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福祉避難所」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。</li> </ul>	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」など情報支援機器を設置し、施設機能の向上を図った。また、これら専門機器のメーカー等を招いた利用者説明会を開催することで、施設や機器の利活用につなげた。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館機能を有効活用し、情報支援にも配慮した障害のある人の活動拠点としていくため、引き続き併設する「身体障害者福祉センター」や自立支援協議会「あまのくらし部会」等にも意見を伺いながら、今後の運用方法等について検討していく。</li> </ul>	新規						06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては障害特性に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組めます。</li> </ul>	中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ14講座を開催した。</li> </ul>	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館の移転に合わせて、導入した情報支援に係る各種機器の活用方法を検討するほか、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいく。</li> </ul>								06-3-③ (障害者支援)	障害者計画

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

理念	課題	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
		施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																				
① 市職員等の理解と配慮  (2) 行政等における配慮	●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。	—	維持(継続)	・新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続実施していくことで、職員の障害者差別解消法の認知度を高めていく。	●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課							
		中事業	障害者雇用推進等事業費	・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職員として任用するハートフルオフィスup×3(アップスリー)事業など、障害のある職員が能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図り、働きやすい職場環境を整える取組を進める。	・障害者活躍推進研修では、全所属長に課長補佐・係長級職員を加え、合理的配慮をテーマに30分の講義を行った(動画)。 ・「メンタルヘルス及び合理的配慮研修」では、「大人の発達障害」をテーマに本市産業医が基本的知識について講義を行った(動画)。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、合理的配慮の事例を5日連続で庁内電子掲示板に掲載した。	・障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきているが、一般職、再任用、会計年度任用職員については、知らない割合が比較的高く、改善の余地がある。	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大 ・合理的配慮に係る研修の受講対象者を一般職、会計年度任用職員まで拡大するなど取組の強化を検討していく。	●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当							
		中事業	研修事業費	・職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識、技能及び問題解決能力等を習得する。また、人権意識の醸成やコンプライアンスの徹底などの向上に向けた研修を実施し、職員の意識改革や能力形成を図る。	・市職員に対して、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修に取り組んだ。 ・管理職のマネジメント研修において、障害特性や職場における合理的配慮等についての内容も盛り込んでいる。 ・研修受講者を募集する際は、情報保障の必要かつ合理的な配慮を行う。	・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、継続して研修を通して周知を図る必要がある。	維持(継続)	・障害者差別解消法の概要をはじめ、「職員対応要領」や「手話」など障害の理解を深める研修について、引き続き、市の新任役職者や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。 ・手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障害者に対する理解を深めていく。	●	●	行政運営2-1-①	人材育成基本計画	人材育成担当 人事課							
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。	—	維持(継続)	・新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続実施していくことで、職員の障害者差別解消法の認知度を高めていく。	●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課							
		中事業	障害者雇用推進等事業費	・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職員として任用するハートフルオフィスup×3(アップスリー)事業など、障害のある職員が能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図り、働きやすい職場環境を整える取組を進める。	・障害者活躍推進研修では、全所属長に課長補佐・係長級職員を加え、合理的配慮をテーマに30分の講義を行った(動画)。 ・「メンタルヘルス及び合理的配慮研修」では、「大人の発達障害」をテーマに本市産業医が基本的知識について講義を行った(動画)。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、合理的配慮の事例を5日連続で庁内電子掲示板に掲載した。	・障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきているが、一般職、再任用、会計年度任用職員については、知らない割合が比較的高く、改善の余地がある。	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大 ・合理的配慮に係る研修の受講対象者を一般職、会計年度任用職員まで拡大するなど取組の強化を検討していく。	●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当							
		中事業	研修事業費	・職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識、技能及び問題解決能力等を習得する。また、人権意識の醸成やコンプライアンスの徹底などの向上に向けた研修を実施し、職員の意識改革や能力形成を図る。	・市職員に対して、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修に取り組んだ。 ・管理職のマネジメント研修において、障害特性や職場における合理的配慮等についての内容も盛り込んでいる。 ・研修受講者を募集する際は、情報保障の必要かつ合理的な配慮を行う。	・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、継続して研修を通して周知を図る必要がある。	維持(継続)	・障害者差別解消法の概要をはじめ、「職員対応要領」や「手話」など障害の理解を深める研修について、引き続き、市の新任役職者や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。 ・手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障害者に対する理解を深めていく。	●	●	行政運営2-1-①	人材育成基本計画	人材育成担当 人事課							
	中事業	多文化共生社会推進事業費	・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	・市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において、外国籍児童・生徒の受入需要が高まっていることから、日本語ボランティアが子どもの支援に携わる機会を設けるため、夏休み期間に子ども向けの宿題教室を実施した。	・日本語学習のニーズが多様化(オンライン、受験対策、学習支援等)している。	維持(継続)	・引き続き、日本人向け「やさしい日本語講座」を実施するとともに、地域の日本語教室や国際交流協会と連携し、子ども向け日本語学習の支援を進める。	●	●	02-2-② (人権尊重・多文化共生)	尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画	ダイバーシティ推進課								
	② 選挙に関する配慮	●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。	その他取組	・選挙のお知らせの作成 ・投票環境の向上	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに選挙立候補者の氏名等を収録したCD「選挙のお知らせ」や点訳した「選挙のお知らせ」を希望者に届ける。 ・投票所における投票環境の向上を図る。	・音声版「選挙のお知らせ」 市長：73部、市議補：73部、参議院：74部 ・点字版「選挙のお知らせ」 市長：74部、市議補：74部、参議院：74部 ・段差がある投票所にはスロープを設置し、また、車椅子が通れるような配置とした。	—	維持(継続)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選挙管理委員会事務局	
		●投票用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知を図ります。また、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	その他取組	・投票環境の向上 ・投票機会の確保	・投票所における投票環境の向上を図る。 ・不在者投票の利用促進のため、周知を図る。	・管理者・代理者・庶務担当者向けの投票事務打合せにて、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、周知した。 ・市報やホームページで周知するとともに、指定施設等における不在者投票管理者説明会で、不在者投票について、周知した。	—	—	維持(継続)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選挙管理委員会事務局